

平成28年度宍粟市予算決算常任委員会（予算委員会）会議録（第2日目）

日 時 平成29年3月14日（火曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 3月14日 午前9時00分

付託議案

（まちづくり推進部）

第 44号議案 平成29年度宍粟市一般会計予算

（健康福祉部）

第 44号議案 平成29年度宍粟市一般会計予算

第 46号議案 平成29年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算

第 48号議案 平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計予算

第 49号議案 平成29年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算

出席委員（9名）

委員長	西 本 諭	副委員長	藤 原 正 憲
委員	林 克 治	委員	飯 田 吉 則
"	東 豊 俊	"	高 山 政 信
"	鈴 木 浩 之	"	山 下 由 美
"	小 林 建 志		

出席説明員

（まちづくり推進部）

まちづくり推進部長	坂 根 雅 彦	まちづくり推進部次長	平 瀬 忠 信
まちづくり推進部次長兼人権推進課長	富 田 健 次	市民協働課長	樽 本 勝 弘
市民協働課副課長	菅 野 達 哉	市民協働課副課長兼地域づくり支援係長	西 嶋 義 美
人権推進課副課長	柴 原 宏 二	人権推進課副課長兼総合相談係長	大 田 敦 子
消防防災課長	田 路 仁	消防防災課副課長	鳥 居 長 則

[一宮市民局]

副局長兼まちづくり推進課長 井 上 憲 三

[波賀市民局]

副局長兼まちづくり推進課長 長 田 茂 伸

[千種市民局]

副局長兼まちづくり推進課長 清 水 忠 二

(健康福祉部)

健康福祉部長 大 島 照 雄

健康福祉部次長 志 水 史 郎

健康福祉部次長兼市民健康保険診療所課長 津 村 裕 二

社会福祉課長 木 原 伸 司

介護支援課長 谷 林 眞 寿 美

介護支援課副課長兼介護保険係長 藤 井 康 明

障害福祉課長 福 山 敏 彦

健康増進課長 中 野 典 子

一宮保健福祉課長 田 路 弥 生

波賀保健福祉課長 田 中 祥 一

千種保健福祉課長 田 村 純 司

千種診療所事務長 大 谷 奈 雅 子

波賀診療所事務長 樽 本 美 稚 子

事務局

次 長 上 長 正 典

係 長 岸 元 秀 高

主 幹 清 水 圭 子

(午前 9時00分 開議)

西本委員長 皆さん、おはようございます。

本日、2日目の審査でございます。皆さんお疲れと思えますけれども、よろしく
お願い申し上げます。

それでは、まちづくり推進部の説明に入る前に、説明職員の方をお願いを申し上げ
ます。

説明職員の説明及び答弁は自席で着席したままお願いいたします。どの説明職員
が説明及び答弁するかが委員長席からわかりづらいので、説明職員は挙手をして、
「委員長」と発言して委員長の許可を得て発言してください。マイクの操作は事務局
で行いますので、赤いランプが点灯したら発言をしてください。なお、答弁は質
疑に対する的確に整理して行ってください。

それでは、まちづくり推進部の関係に関する審査を行います。

資料については、あらかじめ目を通していただいておりますので、必要な部分に
ついてのみ簡略に説明をお願いいたします。

坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 おはようございます。連日の予算審査、お疲れさまでご
ざいます。本日、まちづくり推進部の審査ということでお世話になります。よろし
くお願いいたします。

まちづくり推進部につきましては、公共交通、あるいは定住、スポーツ振興など
の幅広い業務を推進しております市民協働課、さらには人権・男女共同参画、ある
いは消費生活センター等の所管をする人権推進課、さらに防災危機管理、消防団、
交通対策等を所管する消防防災課ということで、3課にわたって多岐にわたる業務
の推進をしているということになっております。その中で、平成29年度、公共交通
におきましては、本年4月1日、もう既に委員会等でも御報告をさせていただいて
おりますが、乗り継ぎ等の利便性の向上というところも含めて、ダイヤの見直し、
そういったところを本年4月1日に行う予定にしております。再編後のバス事業年
度としては、平成29年10月から3年目に入っていくということになります。この間、
いろいろ御指摘をいただいている内容、あるいは市民の皆さんからも御意見をいた
だいている内容、そういったものを含めて運行方法であったり、利便性の向上に向
けて、さらに見直し、あるいは検討を加えていく必要があるのかなど、そんな思い
で取り組んでいきたいというふうに考えております。

定住促進の分野では、特に相談会、そういうものを含めて情報の発信というところ

るが少し弱いのかなと、そんなふうに考えております。決して認知度が高いとは言えない宍粟市の魅力をPRしていく、それに工夫を加えていくということが重要ではないかなと、そんなふうに考えておりますので、そういう視点でも本年は取り組んでまいりたいというふうに考えております。

人権、あるいは男女共同参画という分野では、本年、平成29年の2月でありましたが、若者フォーラムという形で事業をスタートさせております。特に若者層の意見を的確に捉えるための取り組み、そういったものをさらに継続して進めていかなければいけないというふうに考えておりますし、女性が地域で活躍するための活動支援ということも力を入れていきたいというふうに考えています。そういった形での市民の主体的な取り組みを支援をしていきたいというふうに思っております。

交通対策、交通安全対策では、現在、宍粟市の交通安全計画というものの改定を進めておるところでございます。中でも社会問題化しております高齢ドライバーの事故というのが非常に危惧をされている中で、宍粟市におきましても、その高齢ドライバーの交通安全というところを中心課題としながら、その対策にも努めていかなければいけないというふうに考えております。

そのほかにも多くの分野の業務を担当しておりますが、いずれにしましても推進する私たち職員が発想の転換であったり、真摯に取り組む姿勢を市民の皆さんにも見ていただくということが非常に重要ではないかなと、そんなふうに考えております。市民の皆さんが何を望まれているのか、どうしたら実現するのか、あるいはできないのであれば、なぜできないのかというところを十分に整理をする必要があるだろうというふうに思っておりますので、平成29年度、そういう思いを持って推進をしていきたいというふうに考えております。

それでは、具体的な説明については、次長のほうから説明をさせていただきます。
西本委員長 平瀬次長。

平瀬まちづくり推進部次長 おはようございます。

私のほうから、まちづくり推進部の予算に係る概要を説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、大変申しわけございませんが、資料の訂正をお願いいたします。

平成29年度主要施策に係る説明書30ページの上段の地域生活交通対策事業についてでございますが、その中で、平成29年度当初予算、現在「194,557」となっておりますが、「193,557」に訂正をお願いいたします。

同じ欄の一般財源の欄「176,223」を「175,223」に訂正をお願いいたします。大

変申しわけございませんでした。

それでは、私のほうから各市民局とまちづくり推進部各課の平成29年度予算の概要につきまして、説明をさせていただきます。

委員会配付資料の2ページから7ページをお願いいたします。

まず、市民協働課につきましては、生活交通対策、協働のまちづくり、定住促進及びスポーツ活動を通じた元気な宍粟、この4本の柱を基本とした取り組みを進めることにしております。

まず、生活交通対策では、平成27年11月に再編しました公共交通におきまして、年間利用目標の20万人には達しましたが、市内完結路線の利用が目標を下回っているため、引き続き利便性の向上につながる見直しを図りながら、地域で乗って守るを基本に、運行事業者、市民ともに路線バスの維持に努める関連予算を計上させていただいております。

協働のまちづくりにつきましては、市民の創意と工夫による魅力ある自主的・自律的なまちづくり活動に対する支援である「しそう元気げんき大作戦」について、支援が拡大するように引き続き取り組みます。

また、地域おこし協力隊につきましては、応募に際して移住・定住と連携しながら、都市部での隊員確保を目的とした活動に取り組むとともに、採用した隊員の定住に向けた支援等をしていくなど、協働のまちづくりの関連予算を計上させていただいております。

定住対策につきましては、引き続き、定住コーディネーターと平成28年度から設置しております定住協力員によりまして、相談窓口の充実を図り、移住・定住希望者のニーズに対応できる仕組みづくりに取り組みます。

また、現状の移住・定住施策補助金をわかりやすくした住宅取得支援、空き家バンク登録支援など新しく制度化をさせていただき、移住・定住につなげる関連予算を計上させていただいております。

次に、資料8ページから17ページをお願いします。

人権推進課につきましては、人権の教育と啓発、男女共同参画及び消費者行政の3本を柱とした各種施策の予算を計上しております。

まず、人権教育と啓発につきましては、新たな取り組みとして、若年層を初めとする市民が主体的に人権に関するきっかけづくりとなる「ストップモーション動画の公募」に取り組むほか、前年度に引き続きまして「若者フォーラム」の開催に取り組むなど、関連予算を計上させていただいております。

男女共同参画につきましては、女性の社会参加を促進するための女性リーダー養成講座の継続の実施と、新たに市内の女性機関など自主的な活動を応援する「宍粟女子キラキラパワーアップ応援事業」などを実施する関連予算を計上させていただいております。

消費者行政につきましては、消費生活相談員に国家資格を取得させ、相談体制の強化に努めるとともに、消費者市民社会の形成に向けた担い手養成講座の実施や、消費者協会との協働による啓発事業に取り組む予算を計上させていただいております。

次に、資料18ページから20ページをお願いいたします。

消防防災課におきましては、消防力の維持強化、消防防災体制の向上及び防犯・交通安全対策の三つの柱を基本とした取り組みを進めます。

消防力の維持強化につきましては、減少する消防団員の地元定着による確保、並びに少子化対策につなげる取り組みの関連予算を計上させていただいております。

地域防災体制の向上としましては、いつ、どこで、どのような災害が発生するかわからない現状におきまして、大規模災害時の避難者の備えとして非常食や毛布などの災害備蓄品について、最大避難者数1万5,000人を想定して備蓄する予算を計上させていただいております。

防犯・交通安全対策につきましては、本年3月12日から改正・施行されました道路交通法の高齢者運転者対策を受けまして、運転免許の自主返納の環境整備を図る必要があると考え、自主的に運転免許証を返納された場合の支援として、公共交通バスの運賃を補助する関係の予算を計上させていただいております。

次に、資料21ページから22ページをお願いいたします。

一宮市民局の御形の里づくりにつきましては、一宮北部の活性化と観光拠点として家原遺跡公園とまほろばの湯を中心に平成29年度からの3カ年で整備する予定でございます。子どもの広場の新設やグラウンドゴルフ場の整備などの関連予算を平成29年度で計上させていただいております。

次に、資料23ページをお願いいたします。

波賀市民局の音水湖カヌー競技場の整備事業につきましては、平成27年度から西播磨県民局の支援によりまして、「西日本一のカヌー競技場」として整備しており、市としましても関西学生カヌー選手権の誘致のための競技場整備として平成29年度、会場周辺の駐車場整備と審判艇購入の予算を計上させていただいております。

また、次に、委員会配付資料といたしまして、議会からの請求分の資料をごらん

いただきたいと思います。

これにつきましては、公共交通再編前の平成27年度、再編後の平成28年度及び平成29年度の費用につきまして、比較表として資料を提出させていただいております。平成29年度のバス事業年度と平成28年度のバス事業年度の比較につきましては、2,418万円の増加となっておりますが、これにつきましては、平成28年度のバス事業年度が11カ月分であったこと、平成29年度は12カ月分であるということで、若干増額している部分と、本年4月から実証運行予定であります山崎待合所からの循環バス費用を計上しております関係で増加をしておるところでございます。

以上で各市民局及びまちづくり推進部の平成29年度予算の概要の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

西本委員長　まちづくり推進部の説明は終わりました。

これより質疑に移ります。質疑は、通告順に進めてまいりますのでお願いします。
初めに、東　豊俊委員。

東委員　それでは、事前に質疑書を出しておりますので、それに沿って質疑を行いたいと思います。

平成29年度の施政方針の30ページにあります。この部分をお願いしたいと思ます。

協働のまちづくり推進というところなのですが、まちづくり推進事業、30ページにあります。次ページの31ページにまちづくり支援事業というものがあります。まちづくり推進とまちづくり支援とありますが、まちづくりの推進事業では900万円余りの予算計上、まちづくりの支援事業では1,300万円余りの予算計上となっています。これは恐らく資料を読んでいると共通点は、目的にはまちづくりということになっていると思うんですが、この事業、二つの事業があります。根本的な違いはどこにあるのか、まちづくりを進めていく上で、わざわざ二つの事業に分けてるのは、どこにあるのかというところですね。しかも、30ページにあります協働のまちづくり推進については、一般財源が730万円余りと、こうなっています。それから31ページについては、一般財源が230万円ほど、随分予算計上が、一般財源の違いがあります。違いがある中で、目的が同じで、しかもこういう二つの事業、今言いましたように、根本的な違いはどこにあるのかを詳しく説明をお願いしたいと思います。

西本委員長　樽本市民協働課長。

樽本市民協働課長　それでは、先ほどの御質問に対してお答えさせていただきます。

協働のまちづくりの推進は、組織の立ち上げや課題解決を助言するアドバイザーの派遣、また地区活動を下支えする人材の配置など市民がお互いに協力して、まちづくりに取り組み、市が側面的にかかわりながら進める事業としております。

また、市民主体のまちづくり支援は、市民や団体が創意工夫して魅力ある活動など、市民一人一人が考え、主体的に活動される事業を市が補助するとしております。

違いとしましては、活動の初期段階など市が一定のかかわりを持つことと、活動は市民や団体に委ねているところではありますが、いずれにしても制度的に違いはありましても、頑張っている市民や団体を支援していくというところには違いはありません。

あと、財源のところですが、協働のまちづくり推進事業につきましては、コミュニティ支援員の設置などの費用につきましては、特別交付税の部分を使っておりますので、一般財源として表記してあります。

市民主体のまちづくりににつきましては、その他特定財源のところ、地域活性化資金の運営益の部分を財源としておりますので、こういった財源措置になっております。

西本委員長 東委員。

東委員 今、課長から説明をいただきましたが、やはり同じ私の申し上げたとおりで、目的はまちづくりと、同じようになっておるようです。それからやっぱり行政が全面的に前に出るのではなく、市民の力でまちづくりをしていただくというところも全く同じようなところなんです。特に、この30ページにあります、まちづくりの推進事業に関して、ここに計上してあるとおり、報償費、委託料、こういうことになってますよね。報償費、委託料、報酬が大半を占めているんですが、これはこうしないと市民主体のまちづくりができないのかなと、こんなふうに思うんですが、要は報酬、報償、委託、いわゆる頼まなきゃいかんのです。誰かに頼んで、それだけに対して報酬、報償、委託料の支払いになっているわけですね。加えて支援に関しては、全て補助ということになっています。その辺がどうも、なぜわざわざ二つの事業にして、なぜわざわざそういうことをしなきゃいけないのか、一本化して、もっと中身のあるようなことになぜできなかったのかなというのが質疑の主なところなんです。もう一度その辺ちょっとわかりやすく説明していただけますか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 協働のまちづくりの推進につきましては、自主・自律の活動を

行う上で、まずそこへいくまでの部分を支援していくという形で、あえて事業を分けさせていただいております。協働のまちづくりの推進につきましては、やはり課題であります地域リーダーの育成であったり、あとその活動の事務局機能、事務局を下支えするような人材育成というところが大きな課題として御意見等をいただいております。その部分を一定支援できないかなという形で、今回の報償費であったり、その活動を下支えする委託料という形で、その団体への支援をする部分の費用を計上しております。

市民主体のまちづくりにつきましては、従来の市民団体であったり、その新たなまちづくり団体が活動しようとする部分へ自主的に活動しようとする部分へ支援するしそう元気げんき大作戦であったり、またみずからが今までの活動をやって、継続するコミュニティ醸成事業という形で二つの事業として分けさせていただいているのが、今の主要事業の部分でございます。

西本委員長 東委員。

東委員 おおよそはわかるんですが、まちづくり支援事業、いわゆるしそう元気げんき大作戦が載ってありましたけれども、なかなか前へ行かないと。なぜだろうと思ったら、それなりの人材とか、地域リーダーがいまいちいないんじゃないかなと。そこで地域リーダーの育成をして、人材をもっとつくって、そして元気なまちづくりをしようというところに切りかえたと解釈してよろしいか、事業を。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 切りかえたということではなく、協働のまちづくり推進事業の部分で、そのリーダー育成であったり、事務的機能を補佐する部分を支援していこうと、やはり課題の部分を解決できる仕組みを一つつけ加えたというふうに理解していただきたらと思います。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 同じくその部分なんですけれども、解釈としては、この協働のまちづくりの推進というのは、ある意味ソフト事業であるというふうに私は解釈したんですけれども、その委託料という部分での支出ですけれども、これがどういう形での支出になる、委託になるのか、ちょっとその辺のところをお聞きしたいと思います。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 具体的に言いますと、コミュニティ支援員をモデル地区に配置しようと思っております。その部分につきましては、一定の事務費であったり活動しようとする仕掛けの部分で経費等々がかかってくるのかなと思っております。そ

の部分に対して、その活動団体へ一定の金額を支援させていただき予定にしております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、この支援員イコール活動団体そのものになるんですか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 支援員イコール活動団体ということではなく、活動団体へ支援員さんを派遣すると、設置するというふうに理解していただきたらと思います。その方が、具体的に言いますと、勉強会の準備をしていただいたりとか、こういったことに取り組みませんかという形で企画立案していただいたりとかいうところの経費を委託料として、その団体へ支援すると、使える費用として支援するという形をとっております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、その支援員イコール報酬になるんですよね、支援員は報酬を。そしてその企画したことを進めるための経費などをその団体に与えることによって、そこで事業を行うという、そういう理解でいいんでしょうか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 コミュニティ支援員さんへの報酬という形で、非常勤の特別職という位置づけで日額の報酬を支払うようにしております。その方がその団体で活動していただける費用、消耗品であったり、経費的な部分を団体へ委託料としてお支払いするという事で御理解していただきたらと思います。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 その活動団体が事業を進めるに当たって、この次ページの市民主体のまちづくり支援という事業に対して、支援を求めるということは可能なわけなんじゃないか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 団体が市民協働のまちづくりで、具体的に言いますと、しそ元気げんき大作戦へ申請するというのは、現段階では可能になっております。その活動に対して、二重経費にはならないように、やはりその辺はコミュニティ支援員さんの事務経費の部分と活動の経費の部分はきちっと分けさせていただきたいと思っております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 懸念しておったのはそこなので、その辺はやっぱりすみ分けをきちっと

して、要は活動をおこすためのいわゆる支援と、活動をするための支援とはまた別ということで、その辺はきっちりとやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 私も同じ協働のまちづくりの推進ということで、ここに地区とか、モデル地区とかという言葉が出てくると思うんですけども、このモデル地区、今回平成29年度で創出数3地区というふうになっているんですけども、このモデル地区というのは、一体どういう単位を言っているのか。あとこのモデルという意味は何のモデルになるのかを具体的に教えてください。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 まず自主・自律のまちづくりを推進する中で、以前からお答えさせていただいておりますように、旧町・旧村域での15地区を基本に新たなまちづくり団体の創出を目指しております。また、その団体の活動が先進的に取り組もうとする地区を平成28年度には2地区としておりましたが、本来、創出できた実績としましては1地区、今現在モデル地区として活動をしていただいております。

モデル地区とすることで、その活動自体がイメージしやすくなると思っております。また、組織を下支えする人材及び事務局機能を強化すると、地域活動を推進する中で大きな課題は、リーダー育成や団体の事務、先ほどもお答えしました事務等担う人材確保が課題であるという意見を聞いておりますので、モデル地区に関しましては、その部分をフォローして、他の地域がイメージできるように進めてまいりたいと思っております。

今現在、モデル地区というような表現をしておりますが、この活動自体が市内全域に広がってくると、やはりそういったモデルというような表現ではなくなってくるのかなと思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 具体的に今、平成28年度にモデル地区1地区というふうに目標数値の進捗が書いてあるんですけども、これはどちらの地区になるのか教えてください。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 平成28年度につきましては、千種地域で千種まちづくり推進委員会という形で千種のまちづくり、新たなまちづくりを担っていただけるような団体が創出しております。そこへ、コミュニティ支援員であったり、活動費の委託料として支出をしております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、このコミュニティ支援員という方は地区の方ですか、それとも外部から入られた方、いろいろだと思うんですけども、想定しているのはどういう方をこのコミュニティ支援員というふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 コミュニティ支援員というのは、やはりその地域での活動に精通された方が一番大事かなと思っております。その中で、今回ですと、千種地区から推薦をいただきまして、その方にコミュニティ支援員として活動をしていただいております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 宍粟市、特になんですけども、いろんな役職を兼務される方が多いので、先ほど飯田委員のおっしゃっていた部分で、今、自分はコミュニティ支援員としての活動をしているのか、それともその団体、そこから出た団体で市民活動をしているのかというのは、切り分けをその本人がしていただかないと、多分ごちゃごちゃになってきてしまうと思うんです。そのあたりも含めて、しっかりと御指導いただかないと、結局このコミュニティ支援員の方は報酬をもらっているけれども、例えばしそ元気げんき大作戦なんかは、団体の構成員の報酬は出ませんよね。完全にボランティアで出なきゃいけないという制度になっているので、そのあたりで大分差というか、しっかりと立場を分けて活動していかないと、うまく回っていかないと思うので、そのあたりをちょっと制度をしっかりと注視していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。あとは特に結構です。

西本委員長 よろしいですか。

続きまして、東委員。

東委員 それでは、続いて2点目になりますが、やはり平成29年度の施政方針の32ページの上段ですね、移住・定住支援事業、前年より大幅に予算アップとしておりますが、どれだけの効果が期待できるのかという疑問なんです。ここに書いてあります、特に空き家バンクを通じた情報提供云々とありますけれども、前も申し上げたんですが、空き家バンクの状態ですね、その辺も詳しくお聞きをしたいと思います。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 それでは、移住・定住の支援事業について、お答えさせていただきます。

移住・定住の部分について予算が大幅にアップしている部分につきましては、全体的に空き家というか、移住・定住の支援事業というのを次年度見直しをかけております。具体的には、「森の家づくり」応援事業という形で創設しております。これは若者世代等が住宅を取得する部分に支援したり、子育て世代がおられる方へ支援すると、また移住者だけではなく、転居者についても、そういった住宅取得の若者世代には支援していこうというものになっております。

効果的な目標数値といいますと、総合戦略の重要行政評価指数という形で、移住・定住の促進事業として、5年間で50世帯の移住者を目標としております。

空き家バンクの登録についても、空き家バンクを利用したいという方と、空き家バンクの登録物件数とのバランスが若干やっぱり利用したいという方が多いということが今の現状でございます。その中で、登録物件をふやすためにも、空き家の荷物の整理、登録していただくことを条件に空き家の荷物の整理の部分についても平成29年度から支援を行って、登録物件数をふやしていきたいなと思っております。

今、ちょっと手元に資料を持っていませんが、今現在、空き家バンクの登録物件数としましては30件ほど、利用者については120人ほどの利用登録というのをしております。詳しい数字は、また改めて報告させていただきます。

西本委員長 東委員。

東委員 大幅アップの大きなものは、森の家づくり応援事業、空き家バンク登録支援、この辺にあると思うんですが、私が聞いたかったのは、どれだけの効果が期待できるのかなというところだったんですが、まだ始まっていないので、実施していないので、これだけという確約はまずできないかもわかりませんね。

ただ、今の話のように、空き家バンクに関して、登録者と利用希望者が随分差が出てきます。空き家というのは、どれだけという把握はしているわけですよ。ただ、その空き家を空き家バンクに登録していただけるかどうかというのは、まだ難しいところがあるんですよ。空き家になった、いわゆる空き家の持ち主が空き家バンク制度があって、登録してもいいよと、登録できませんという、その辺がわからない人がありますよね。空き家になった空き家の持ち主が、空き家バンクに登録したらどうなるのかなということがわからない人が何件あるんじゃないかなと思うんです。私たちもいろんなことを耳にしますけれども、空き家バンクって何ですかとか、そういう人をよく聞くわけですよ。ですから、空き家でない人が、いわゆる居住者が空き家バンクのことは知らなくてもいいと思うんですけれども、空き家になった空き家の持ち主は、空き家バンクのことは知っておく必要があります

よね。その人たちに、本当にこういう制度があって、こうですよ、こうですよということを全員に知らしめているかどうか疑問なんです、その辺はどうですか。
西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 空き家バンク制度につきましては、やはりPRの部分を中心にやっていかないといけないということで、平成27年度から税務課のほうで通知をしております納付書の封筒に空き家バンク制度のPR部分を封筒に印刷していただいております。文書の中に入れるのではなく、封筒に印刷する取り組みを平成27年度からしております。それを通知した場合は、数件、その時期にはやはり反応が返ってきております。それ以外のところにつきましては、今年度につきましては、平成25年度調査した物件の部分で、所有者の住所がわからない部分につきまして、全て登記簿謄本を上げさせていただいて、その登記簿謄本情報による住所へのアンケート調査と、空き家バンクに登録しませんかとか、利用案内とかいうものをダイレクトメールで送らせていただきました。その反応が今返ってきている状況でございます。

それと、この10月から定住協力員という形で、各地区、15地区に配置させていただいた部分につきましても、その地域で空き家の情報等々の収集に御協力してくださいということも含めまして、また、そこへ住まれた方の支援も含めまして、定住協力員という制度も設けております。

西本委員長 東委員。

東委員 それなりにいろんな手だてをしていただいておりますが、私が言うまでもなく、非常に難しい部分がありますよね。空き家の持ち主が売りたい、貸したいと希望していても、借りたくない、買いたくないという人があります。また、反対に、ぜひあの空き家を借りたい、住みたい、買いたいと希望する人がおっても、その持ち主が貸さない、売らないというこういう難しい部分があると思うんです。ですから、その辺をうまく調整してやっていくのが担当課の仕事かなと、こんなふうに思いますので、ぜひこれだけの予算を組んでやっているわけですから、平成29年度は、ぜひ1件でも登録がふえるように、1件でも空き家利用ができるように、最善の努力を払ってほしいなと、こんなふうに思います。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 移住・定住の関係で、32ページの上段ですけれども、ここで平成29年1月末、28世帯ということになっているんですけれども、この内訳ですね、これ移住されてきたのか、市内での移転なのか、そういったものをちょっと詳細を伺いたい

んですけれども。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 28世帯の内訳ですが、平成27年度が13件、平成28年度が15件、平成28年度については1月末までで合計28件としております。

移住世帯は28世帯、これ全て移住者の数字を上げさせていただいております。転居じゃなく、移住者の世帯でございます。28世帯で52名となっており、うち15歳未満の子どもにつきましては、12世帯で17人となっております。

また、移住元は県外が8世帯、県内が20世帯となっております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。これは、移住の方は28世帯ということで、何か大変多くの方が移住されてきているようなイメージなんですけれども、何か余り表に見えてきていないんですけれども、何かどこかでこういうふうにこれだけ移住がありましたというような何かアピールというか、広報みたいなのはあるんですか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 移住者につきましては、28世帯移住がありましたというのを大きく広報している部分については、私どもがぬかっている部分かなと思いますが、平成28年度後半からちょっと力を入れております若者世帯、またお配りさせていただいたと思うんですけれども、平成29年度からお配りするパンフレットも若者世帯、子育て世帯を意識したパンフレットを作成させていただいております。そういった部分につきましては、若者の移住者の方には、そういった生の意見であったりとか、そういったパンフレットへの御協力のほうをお願いしながらPRを行っているところでございます。やはり移住・定住の中で大きな課題というのは、社会増減ゼロを最終的には目指すべきなのかなというところが大きなところなんですけれども、28世帯52名が転居されているというところでは、今現在、大きくPRしているようなところはございません。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、これ移住ということで、いわゆる住宅地に新しいおうちを建てたりとかいろいろな方がいらっしゃると思うんですけれども、この空き家バンクの利用というのは、この28世帯の中で、例えば空き家バンクでというのは、どれくらいいらっしゃるのですか。できれば買い取りと賃貸がわかれば助かるんですけれども。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 空き家バンクの利用につきましては、平成27年度が9件、平成

28年度が7件の合計16件になっております。賃貸と買い取りの部分につきましては、今現在、ちょっと資料を持っておりませんので、数字的にはちょっと把握できておりません。

西本委員長 続きまして、東委員。

東委員 それでは、3点目に移りたいと思います。

平成29年度施政方針、同じ冊子なのですが、33ページに、これ下段になりますね、スポーツ活動を通じた元気な宍粟に向けた取り組みの推進事業というところで、もちろんこれ事業目的なのですが、体力や年齢にかかわらず、誰でもとある中で、事業内容にサッカー教室の開催とあります。体力や年齢にかかわらず誰でもというふうにある中で、この事業内容がサッカー教室というのは、これは何を意味しているのか、ちょっとわからなかったのです。単純な質問なのですが。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 事業内容のサッカー教室の開催について、お答えさせていただきます。

サッカー教室につきましては、平成26年度にサッカーの普及啓発を行っていただきたいという思いから御寄附をいただいております。その寄附をもとにプロサッカー選手のサッカー教室を5年間実施する予定としております。平成26年度には、小学生を対象に行い、平成27年度には中学生、平成28年度、今年度につきましては、今度は親子を対象にサッカー教室を行っております。

今後の開催については、この3年間の実施の内容を勘案して、対象等は幅広く参加できるような仕組みづくりとして決定していきたく思っております。

西本委員長 東委員。

東委員 経緯はそうかもわかりませんが、事業の目的からすると、何かしっくりしないものがありますよね。老若男女という言葉がありますけれども、体力や年齢にかかわらずというところが市民、住民の皆さん、健康な体をつくりましょうというような、そんな狙いから来ているはずなので、私もサッカーは嫌いではないですけれども、好むところなのですが、何かサッカーというとやっぱり元気な人が親しむスポーツであるわけですよね。ですから、その辺で何もかも混同してしまって、わからなくなってしまうんじゃないですか。それで、これはそういう事業はどんどん進めていかなければいけないんですけれども、それと当然寄附という言葉もありましたけれども、前年度は300万円近い、今年度は80万円余りと、随分金額も変わっています。そんなことから、どうもしっくりいかないなという思いが

ありました、単純に。それで、いわゆる体育という面では、宍粟市には体育協会というきっちりした組織がありますよね。ですから、どんどんそういうお金があるんだったら、体育協会に委ねて、どんどん活発化してもらおうという、そういう方法、手法もとれたんじゃないかなと思うんですけども。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 御指摘いただいている部分につきましては、サッカー自体の活動というか、される範囲が年齢者層が絞られるんじゃないかなというところの御意見かなと思っております。次ページにあります社会体育活動の中で、その体育協会であったり、競技スポーツの部分を支援、本来していく部分かなと思っておりますが、このサッカー教室につきましても幼少期からというところも含めまして、まず動ける世代についても、こういったことも含めて、元気な宍粟に向けた取り組みの一つとして、今回整理をさせていただいております。

やはり、幼少期から高齢者まで活動できる取り組みとしまして、費用がかからない取り組みとしましても、市民協働課の職員が幼少期であったり、高齢者の人を対象に運動指導を行っておるという運動教室等も定期的を開催し、運動指導を行っております。そういったところの取り組みも予算としては出てこない部分があるのかなとは思っております。大きな予算減につきましては、ウォーキング教室、予算質疑のところでも答弁させていただいたと思うんですけども、ウォーキングロードの看板設置の部分のハードの部分が平成28年度は計上しておりましたが、平成29年度は、その部分が減額となっておりますので、ソフト重視で平成29年度は取り組んでいきたいと思っておりますし、また職員の中で連携を図って、特に福祉部のほうの保健師さん等々の連携というのは大切な部分だと思っております。そういう部分を図りながら進めてまいりたいと思っております。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 スポーツ活動を通じたというところなんですけれども、これ事業に係る目標が市民体力測定の参加が平成28年、市人口の2割、大体8,000人ぐらいとあるんですけども、これの根拠をちょっとお伺いしたいんですけども。なぜ、この数値なのかというところですか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 体力測定の目標数値の2割につきましては、まず、元気な宍粟についての体力測定をするということを平成28年度から取り組ませていただいておりますのは、ラジオ体操であったり、ウォーキング教室、その他、身体運動をする

中で自分の健康度といいますか、自分が健康であるということを実感できる仕組みとして数値化しようということから始めております。これ自体を単体でイベントとしてやるのはなかなか難しい部分がありましたので、平成28年度については、地域イベントの中でやっていこうと、また平成29年度についても、それを強化していこうということで進める予定にしております。その中で地域イベントについては、その地域の半数程度が参加していただけるのではないかなと思っております。その参加者の中の半数、約25%ほどにはなるんですけども、その部分の方への体力測定の実施ということを目指してやりたいなというところではあるのですが、旧の山崎地区については大きなイベント等がなかなかやりにくい部分がございます。その部分を平均して、平成29年度については、市内全体でやはり2割程度というところの数値を目標と今回させていただいております。2割というのは、ちょっと大きな数字ではあるのかなと思っておりますが、スポーツ推進委員さんであったり、各地区のスポーツクラブ21の取り組みであったり、そういったところと連携し、この数値のなるべく近づけるよう頑張っていきたいと思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それと続くんですけども、これ数値目標が市民体力測定の参加ということと、あとそこに書かれている事業効果ですね、もうちょっとやっぱりスポーツとか気軽に楽しんでもらって健康づくりみたいところなんですけれども、そもそもそのイベントに参加されている方の体力測定をしても、もともとモチベーションが違いますよね。多分イベントに参加される方、そもそも健康意識が高い方なので、そうじゃなくて、もう本当にふだんなかなかそういうところに触れられない人を引っ張り出すというところが、多分この事業の目的だと思うんですけども、その仕組みが何かどこかにあるのかなという気がするんです。先ほど東委員のほうからもあったとおり、サッカーとかカヌーとかいうのは、やっぱりハードルが高い部分もありますので、もうちょっと本当に気軽にというのが何かどこかで仕組みがあったほうがいいと思いますし、その数値目標、ただ体力測定に人口の2割が参加しても、それがイコール気軽にスポーツに親しんだということの指標にはならないと思うので、そのあたり何かちょっと施策があれば教えていただきたいんですけども。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 まさしく今いただいた意見というのは大事なところかなと思っております。その取り組みの中で、どうして体力測定をしているんやというところ

の中で、いやいや、市としてはラジオ体操であったり、今年度についてもまた整備を進めてまいりますウォーキングコースの設置、これは各地区へ、スポーツ推進委員さんがおられる地区へ積極的に認定していこうと思っております。その部分への取り組みで、こういった数値が出てきていますよというようなことも、この体力測定の中では進めてまいりたいと思っております。

また、体力測定につきましても、保健師さんとの連携も図って、保健指導も含めてやっておりますので、十分な取り組みにはならないかもしれませんが、そういったことを地道にやっていく上で、手軽にスポーツに親しんでいただけるよう指導のほうをしていきたいと思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ぜひとも、やみくもにコースと設置したりとか、施設があったらみんながそこに参加するなんて絶対あり得ないので、例えば1日30分以上歩いている人は、年齢がこれぐらいになったときには、いろいろな病気の発症率が低いですよとか、そういういわゆる根拠というか、エビデンスみたいなものをしっかり示して、ああ、自分もやってみようかなというところまで誘導して行ってあげないと、やっぱり何となく体にいいことはわかっていると思うんですよ、歩いたほうがいいたろうとか、プールに行って、ちょっと泳いだら大分違うだろうとかいろいろわかってはいると思うんですけども、そこに動機づけなり、何かがないとなかなか取っかかりにくいと思うので、そういう意味で、例えばB & Gのプールとかだって、例えばこれくらいだったら、これくらい消費カロリーが云々とかいうような、何かそういうのをちょっと示してあげたほうがいいなと思うのと、その体力測定とかなりにも、目標みたいなのが見えたほうが取り組まれやすいのかなと思うので、そのあたりのソフト的な仕組みをしっかりと考えて、どんどん気軽に体を動かしてもらうのがいいのかなというふうに思います。それは、また策が何かあれば、あれですけども、なければ、今後検討いただきたいというふうに思います。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今、各地区での体力測定を実施する中で、測定した数値を挟む手帳等もつくっております。その部分については、数値目標であったり、その指導の中で、これぐらいの運動量ですと、これぐらいになりますよというような指導も行っておりますし、またウォーキングの歩く時間帯、朝起きてすぐ歩くのがいいのか、昼歩くほうがいいのか、食べた後がいいのか、食べる前がいいのかということの指導についても、そういったところではしておりますが、まだまだ

やはり不足する部分があるかと思います。その部分については、改善して取り組んでまいりたいと思います。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 前、私どもが視察に行ったところでは、観光と絡めてまち歩きとかも含めて、その運動量が把握できるようになっていて、それをお店の先の何か端末に置いたら、そのデータがわっと研究機関に飛んで、そこからもうちょっと運動しなさいとか、そういうのが返ってくるような何か気軽な仕組みがあったんですが、多分運動とかいうことに特化しないで、やっぱりふだんの観光とかも含めて、まちを歩いたりとかいうことも何か数値化できたりとか、それも含めてわざわざウォーキングしようとするんじゃなくて、ちょっと散歩、ふだん車で行くところをちょっと歩いてみようかなというぐらいのところから始められるような何か仕組みがあると大分いいのかなと思うので、またそのあたり研究いただければというふうに思います。結構です。

西本委員長 続きまして、東委員。

東委員 それでは、4点目の質疑に入りたいと思います。

やはり主要施策の施政方針の36ページになりますけれども、いきいき地域づくり事業についてなんです、これが御案内のように33ページに、既に計上されていますけれども、地区生涯学習推進事業というのがありますよね。この地区生涯学習推進事業がある中で、このいきいき地域づくり事業、その目的等から独自のこの事業としての必要性がどこにあるのだろうかと思います。以前に、この事業の経緯なんかを聞いたことがあるのかもわかりませんが、今の代になって、この事業、その目的等から繰り返しになりますけれども、この部分だけ独自の事業としての必要性がどこにあるのだろうかということでお聞きをしたいと思います。

西本委員長 富田次長。

富田次長兼人権推進課長 いきいき地域づくり事業につきましては、同和問題の解決を目的に、国が推進する隣保館事業の一つである広域隣保活動事業ということで取り組んでございます。この事業につきましては、本市の中におきまして、今なお人権課題が多く残っているという中で、人と人、それから人と地域のつながりを大切にしていって地域福祉と、人権尊重のまちづくり活動を従来の地区事業から小中学校区を範囲をいたしました地域交流事業にシフトする形で取り組んでおるものでございます。

現在、地域づくり専門員と、市民相談員の2名を配置して、活動拠点を城下ふれ

あいセンターにおきまして、地域の人々が出会う機会をコーディネートする事業の展開ですとか、生活課題に応じた相談活動を展開するなど、全ての人々を健康で文化的な生活の実現につなげる地域福祉と人権尊重のまちづくりを推進する重要な役割というところで取り組んでおるところでございます。

活動拠点をもって、そちらのほうに日々、例えば相談に来ていただくとかいうことで取り組んでおる事業でございます。

西本委員長 東委員。

東委員 いや、それはわかっているんですね。わかっていて、先ほど申し上げたように、生涯学習推進事業は、まさにそれですよ。今、説明をいただいた生涯学習推進事業は、なぜあるのかということ、そういうところだと承知しているんですが、その中でさっき申し上げたように、この事業だけ独自性がどこにあるのかなと、このことによってどうなるのかなという、その説明をいただけたらもっとわかりやすいかと思うんですが。

西本委員長 富田次長。

富田次長兼人権推進課長 職員が拠点に週4日なんですが、常駐いたしまして、より身近なところでの相談であったりとか、それから交流、それから人権啓発活動を行うというところで、このいきいき地域づくり事業については、生涯学習推進事業とのさびわけの部分があるのかなというふうに考えております。

西本委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 今、御指摘いただいた生涯学習推進事業との違いがどこにあるのかというふうなことなのかなと思うんですが、生涯学習推進事業というのは、人権を基調としたまちづくり、それを地域に根づかせていくために、地域の活動として啓発だったり、あるいは学習だったり、そんなことを展開をしていこうというのを生涯学習推進協議会等を中心に地域の運動としてやっていただいております。それをどういう形で推進するかというところでの支援、あるいは指導助言というところで市の役割があるのかなというふうに考えております。

一方、このいきいき地域づくり事業については、それぞれの地域住民の方々が交流という手法を使いながら、あるいは相談、あるいは学習という手法を使いながら、自己実現を図っていただく学習活動というところをメインに展開をしておるところでの違いがあるのかなというふうに考えております。

いずれにしても、人権を基調としたまちづくりという部分、大きな目標としてはそちらにあるというところでは、同じでありますけれども、切り口といたしますが、

やっていく手法というところについては違ふと。それぞれがそれぞれの役目を持って推進をさせていただいているというところで御理解をいただければなと思っております。

西本委員長 東委員。

東委員 おおよその答えは出ましたけれども、先ほど申し上げたように、生涯学習推進事業というのは定着をしていますよね。これは何か定着をし過ぎて、もう何か当たり前のようになってしまって、マンネリという、どちらかというところに近い状態になっていますね。今の私は目的は同じだと思っているんですが、このいきいき地域づくり事業では、先ほどの生涯学習推進事業は何人参加した、何人参加したと、こういう状態になっています。この事業も今のいきいき地域づくり事業も、ここに書いてあるとおり、何人参加したと、参加者はこうだったということに終わってます。ですから、この事業はこうで、こうなんだけども、この事業はこれでこうなんだと、これだけの人がこうなったという誰が参加した、何人参加したじゃなくて、どうなったというその辺の結果を平成29年度はしっかり出して、やはり独自性が必要なんですよということを立証していただく必要があると、こんなふうに思っていますので、それだけ申し上げて終わりたいと思います。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 今、東委員がおっしゃっていただいたことがほとんどなんですけど、これ、先ほど言った事業の成果の部分が、これ人数なんですけれども、実績でいうと1,395人、それは資料のほうですね、資料のほうでそういうふうになっているんですが、これってこの地区の、この対象地域のうち、どれくらいの割合を占めているんですか、この実人員というか。

西本委員長 富田次長。

富田次長兼人権推進課長 実人員ということなんですけど、いろいろ教養講座もございまして。1人の方が複数参加されているというところもあるんですけど、そちらを1人というカウントでさせていただいた場合に、実人員といたしまして、平成28年度の分については、156名の方ということになってございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 先ほど来、いろいろ説明があるんですけども、あくまでこれ、生涯学習の一環ですよね。ということで、もうちょっとやっぱりそのあたりを充実させてほしいなというのがあって、今いろいろ市民の参画とか、協働だとか言っているんですけども、大体世の中見渡すと、公民館活動とかで何か学習したメンバーが何

か団体を立ち上げたり、市民活動を始めたりというのが普通というか、基本なんです。何か誰かがやってくれないかなと思っていてもなかなか出てくるわけではないので、そういう意味で、きっかけになっていくのは、そういった社会教育だったり、生涯学習の講座であったりというところがあるので、そういう意味でももうちょっとそういったカリキュラムというか、そういうのをやっぱり市内で統一するなり、しっかり制度化とか、確立していただきたいなと思うんです。

それで生涯学習の講座とか、生涯学習事業というのは、ほとんどやっぱり人権というところにシフトし過ぎていて、生涯学習の中の定義で一分野でもあるんですけども、人権も。やっぱり地域福祉であるとか、もっとまた違う部分も、その生涯学習のエリアに入ってきますので、そのあたりはちょっと視野が狭いかなという気がするので、もうちょっと生涯学習事業の何か広がりみたいなのは、今後何かあるんでしょうか。このままなんですか。

西本委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 生涯学習の部分は、主体的には、社会教育課のほうで所管をしていただいておりますが、平成27年から人権という部分がまちづくり推進部のほうに移ったというところで、こういう部分では、市民の生涯学習活動、あるいは生涯学習の展開をすることをサポートするというところが我々の分野にも来ておるといふことだと思っております。

今、鈴木委員言われたように、学ばれたことを次の段階に生かしていただくということは非常に大切だというふうに思っております。それが自己実現の部分では大切な分野であるというところで考えております。ここの城下ふれあいセンターを活用したいいきいき地域づくり事業、こういった部分でも教養の部分、あるいは習い事の部分、そういったものの講座というものも展開をしております。それが地域に限定した部分でということになっておるといふ嫌いはあるのかなというふうに考えておりますので、このあたり、交流という分野でお互いの理解を深めていくというところが大きな目的でございますので、今、お話のありましたように、平成29年度以降、そういうことを意識をしながら大切な部分を展開をしていきたいというふうに思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 確かに教育委員会のほうにも生涯学習講座の事業があるんですけども、そのあたりを見てもやはりちょっと偏っているというか、対象も含めてちょっと偏りが見られるので、その全体像としての人権だけ切り分けたのはわかるんですけど

ども、そのあたりも含めて、全市的にどういう講座とか、どういう生涯学習が必要なのかというのは、やっぱり部署間をまたがって協議していただきたいというふうに思います。

あと、先ほどからのいろいろの説明の中で、この事業はちょっとデリケートな部分を含んでいるので、説明等のところには非常に注意を払われたほうがいいかと思えますので、そのあたりだけはお伝えしておきます。

この件に関しては結構です。

西本委員長 よろしいですか。

続きまして、山下委員。

山下委員 それでは、質問をさせていただきます。

主要施策説明書の30ページの上段です。

事前に出しております内容なんですが、先ほど説明も何点かありましたので、質問させてもらいます。

まずしーたんバスの支線から幹線への乗り継ぎが非常に不便なので、その改善ができないのかということで、先ほどの説明におきましては、改善をしていくというふうに言われておりました。そこで、この主要施策説明書を見てみましたら、平成29年度当初予算が1億9,355万7,000円で、事業内容として目新しいものを見てみましたら、山崎待合所周辺を巡回するバス路線の運行補助、これが新しくふえているわけで、先ほど説明がありました支線から幹線への乗り継ぎの改善というところにどれだけの費用をかけられるのか、そのあたりの説明をお願いします。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 市内完結路線から市外連絡路線への乗り継ぎに関しましては、運行が1年経過しました。市民や自治会からいろいろな御意見をいただいている中で、乗り継ぎの部分については、意見を18件いただいております。その中で、4月1日のダイヤ改正については、10件の乗り継ぎについて改善をする予定になっております。

費用的には、乗り継ぎの改善だけなので、ダイヤ改正を主に行っております。ダイヤの時間の調整を主に行っておりますので、大きく費用としては発生しておりません。

西本委員長 山下委員。

山下委員 その10件の改善をして、支線から幹線への乗り継ぎの例えば待ち時間とか、そういったことでどのように便利になるのか、利用されている方にとったら使

いやすいものになるのか、説明してください。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 一つ一つ具体的な部分は、ちょっと手持ちの資料をお持ちしておりませんが、先ほど御指摘がありましたように乗り継ぎ時間が長いというところにつきましては、時間を短縮するようにダイヤ改正をしておりますし、この10件以外に含まれていない部分につきましては、先ほど言われました循環バスの部分については山崎まで出てきた後に、医療モールであったり、買い物等に行きたいといったところについても時間の間隔を定時間で運行することによって、そういった部分の解消も図っております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 本当に、先ほどもその10件におきまして、本当に市民の目に見える形での改善というところを望みます。

それとあと、支線、幹線の乗車ゼロ人の運行というのは、どのくらいあるのでしょうか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 支線、幹線の乗車ゼロにつきましては、支線というか、市外連絡路線、大型バス路線ですね、大型バス路線については、ゼロ人というのは、ほぼありません。小型バス、市内完結路線の小型バスにつきましては、路線ごとにはいろいろなばらつきがあるんですけれども、全ての路線を平均すると約半分程度の中で乗車人数ゼロというのが今の現状であります。今後、こういったことを分析を行いながら、地域と話し合い、改善等に努めてまいりたいと思います。

西本委員長 山下委員。

山下委員 済みません、その小型バスの乗車ゼロというのが半数程度あるというような説明だったんですけれども、そう理解したらいいんですか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 表現的なところで申しわけなかったんですけれども、1便当たりゼロの分、路線じゃなしに便で、時間帯によってやはり乗っておられない部分があるので、総便数でいいますと半分程度というふうに理解していただいたらと思います。

西本委員長 山下委員。

山下委員 そのあたり、ゼロの場合があるのかというところを、もう1年以上たったので、これから分析していくということだったんですが、遅いようにも思うんで

すけれども、何か事情があるんでしょうか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 1年経過して、今2年目に10月から入っているわけなんですけれども、やはりその数値の実績であった部分、また当初から御指摘がありましたように、乗るという習慣がない部分についての取り組みをまず優先しておりましたので、そういったところに平成28年度取り組んでおりました。それをしながら、今後先ほど御意見いただいた部分については、分析を行って、やはり地域と本当に必要なかどうかということも含めまして、協議を進めながら進めてまいりたいと思います。

西本委員長 山下委員。

山下委員 実際に、便利というか、利用しやすかったら乗りたいという方はたくさんおられると思うんです。ゼロで走らせているということがやはり費用はかかっているわけですから、本当によく言われているように、もったいないなというふうにも感じるんです。それならば、外出支援サービスをもっと充実して、本当に便利に乗れるというような方向を考えてもいいんじゃないかなというふうにも感じられますし、本当に乗りたい人が乗れるように改善していかなければならないと思います。バスが走っているということは、住民の方たちは便利になったというふうに言われていますし、本当にもっと便利に乗れるようになったら、利用したいという方もおられますので、本当に早くしっかりと考えていく必要があると思います。住民の方が必要とするのに、乗っていなくてもったいないというような感情が起こるようなことは避けていただきたいと感じるんですが、どうでしょうか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 いただいた意見というのは、大変貴重な意見だと思います。利用しやすい、便利がよいというところで、どの部分について利用しやすい、便利がいいというところに持っていくのか。また、その部分を改善すると、片一方では不便になったというような御意見が出る部分もございます。その部分を総合的に、やはり判断しながらダイヤであったり、利便性を高めていかないといけないと思っておりますので、その部分については、やはり地域、その路線の走っている地域ごとに丁寧に相談しながら進めてまいりたいと思っております。

西本委員長 続きまして、小林委員。

小林委員 私も山下委員と同じ30ページの地域の生活交通対策事業ということで、予算のほうでちょっとお聞きをしたいんですが、まず初めに、平成28年度と比べま

すと2,500万円余り多くなっていますね。1年バスを走らせていただいて、平成29年度も同じバスの便の数やないかと思うんですが、そのふえた要因は何ですか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 平成28年と平成29年の要因につきましては、先ほど次長のほうからも説明させていただきましたとおり、平成28年度につきましては、バスの運行年度が11月から9月という形の費用、また平成29年度につきましては、バス年度の10月から9月までの1年間丸々、11カ月と12カ月の違いということで、1,000万円以上の費用の部分がまず違っております。その部分と、あと平成29年度につきましては、循環バスというところを予定しております。その部分につきましては、経費的には700万円程度の部分を見込んでおります。

西本委員長 小林委員。

小林委員 それで、県の支出金がかなり減ってますよね。その分については、県のすることなので、どうしようもないと思うんですが、その他の特定財源というのが前年度は1,413万9,000円、平成29年度は一応ゼロですね、これはどういうふうに捉えたらいいんですか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 特定財源の1,413万9,000円についてですが、これにつきましては、平成28年度につきましては、普通旅客運賃、山崎千種線であったり、山崎西河内線が一部300円という運行形態の中で、市民につきましては、200円で乗っていただくようにしていただいております。その100円の差額の部分であったり、特殊普通旅客運賃、フリー乗車券ですね、月8,000円の費用につきまして5,000円で市民の方に買っていただいて、乗っていただくように取り組んでおりました。この差額の3,000円分のこの差額の部分につきましては、あくまでも運賃補填という形で特定財源を活用して、平成28年度は取り組んでおりました。平成29年度につきましては、この運賃形態、佐用町さんと協議を進める中で、佐用町さんも宍粟市さんの運賃形態でいいですよということで御返事をいただきました。そのことによりまして、山崎千種線であったり、山崎西河内線につきましては、市民乗車券というのを使わずに、200円で全て乗れるようになっております。市内の今回再編させていただいた部分につきましては、全て200円で乗れるようになりました。また、それに伴った1日乗車券の費用も5,000円という形で今回改正の手続きをとっておりますので、その部分の費用が発生しないということで、今回特定財源から外させていただきます。

西本委員長 小林委員。

小林委員 それで、今度一般財源に入りますと、約5,000万円近くふえるわけなんですよね。県の支出金が1,000万円ほど減っていますけれども、この一般財源がかなりふえるこの要因というのは、どういうことなんでしょうか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 一般財源の部分につきましても、先ほど御説明させていただきました11カ月分と12カ月分の部分であったりとか、循環バスの部分につきまして、ある一定の負担というのが出てきておりますので、その部分が費用として出てきております。

西本委員長 小林委員。

小林委員 いわゆる当初予算のところで、約2,500万円がこの一般財源のところで5,000万円というのが約倍になるんやけど、10月から11月というのは、その計算の中では合わないのじゃないかと思うんやけど、どういうふうに捉えたらいいのかな。

西本委員長 西嶋副課長。

西嶋市民協働課副課長兼地域づくり支援係長 運行経費になりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

一般財源の約5,000万円の増加見込み分でございますが、先ほど来より説明があります1カ月分の運行経費の追加2,000万円、循環バスの追加720万円、それと路線変更分に伴います運行経費が約200万円ということになります。今回、大きな要因としてもう一つ占めますのが、先ほど課長から説明がありました特定財源で見込んでおりました1,400万円程度の経費につきましては、運賃の差額補填ということではなくて、平成29年度からは運行経費の中に、その減収分が経費として入ってくるということになりますので、その経費につきましては、一般財源に置きかわるといふふうに考えております。その1,000万円超を足しますと、約4,000万円ぐらいの一般財源の増加分ということになります。それと先ほど来から委員さんの御指摘がありましたように、県の支出金が少し減ったことによります一般財源というところにございます。

少し補足で説明させていただきますが、運行事業者には、別途国庫補助金というのが市・県の会計を通らず直接交付をされる仕組みというふうになっております。今回、平成29年度につきましては、国庫補助金、大型バスのほうにつきましては運行実績がよかったということで、若干の増額というふうに運行事業者から聞いておりますが、小型バスにつきましては、国の総予算の枠というのがございまして、枠

の中で減額をされていくという仕組みがございます。今のところ聞いておりますのは、対前年比の6割程度減ってくるのかなというところを聞いておりますので、国の補助金としましては若干数値的には昨年度とプラスマイナスゼロぐらいのかなというところで、大きな要因としましては、先ほど説明させていただいた分と、県の補助金の若干下がる部分ということで御理解いただけたらなというふうに考えております。

西本委員長 小林委員。

小林委員 予算のほうは、それでわかりました。先ほど山下委員のほうからちょっと声がかかったんですが、これだけのバスを走らせていますので、いわゆるもったいないという感じがいたします。定着するまでには、かなり時間がかかると思うんです。定着すると、今度改善をするとまた迷われるというのか、難しくなるのではないかと思いますので、本当に知恵を絞って、皆さんで、地域の人も相談しながら考えて、考えて、長続きするようにやっていただきたいと思います。これはお願いになると思いますので、答弁は結構です。どうもありがとうございました。

西本委員長 続きまして、飯田委員。

飯田委員 内容的な部分については、ほぼ今お答えがあったと思うんですけども、当初からしーたんバスのほうについては、市民の足の確保ということが大前提の目的であるということでお伺いしておるんですけども、見直しをしていく中で、果たして市民の足だけで乗車を得られるかという部分が出てこようと思うんですよね。はっきり言って北部に行けば、観光に来て足がないという場所もあります。そういう部分のことを勘案して、ダイヤ変更というのは、これから先に考える余地はあるのでしょうか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 バス路線の部分につきましては、先日来から御答弁させていただいていますように、再編計画に基づいて、再編計画というのが交通空白地に行けば、週2回、1日3便というところを基本に運行の形態をとっております。今後、その観光であったり、それ以外の要素での必要性というのを今現在では、やはり必要性というところの御意見であったり、そういったところもまだ勘案するには至っておりませんが、必要があれば、やはりそういったところも反映していくべきではないかなとは思いますが、今のところはちょっと、まず生活というところを重点に改善のほうを図っていきたいと思っております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 やはりこれ、未永く続けていこうと思えば、単純にその部分だけを絞っていくというのはなかなか大変なこともあるかと思うので、ある一定の定着し始めると、次の段階の部分にやはり踏み込んで考えていっていただくということも大切かと思うので、その辺をまた次の課題として検討をお願いしたいと思います。回答はよろしいです。

西本委員長 よろしいか。

飯田委員 はい。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 同じく地域生活交通というところで伺うんですが、利用人員の目標20万人ということを、この前それを達成したということで、何か報道もありましたけれども、この20万人の根拠というのは、そもそも何だったのか、ちょっとお伺いするんですけれども、20万人を達成したら、何かどうなるのかがちょっとわからないので、そのあたりをちょっとお伺いしたいんですけれども。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 20万人の考え方、目標数値の設定の仕方についてお答えさせていただきます。

平成27年4月に作成された公共交通の再編計画書の部分ですが、再編時にそのバス事業年度の路線バスの利用者数が減少している中で、その計画時の前年度並みの利用者数を目標にしない連絡路線は設定しようということで、市外連絡路線につきましては17万人、これが再編計画書の5ページ、6ページのほうに利用形態が書いてありますが、17万人とさせていただきます。

市内完結路線につきましては、再編後の便数に見直し基準の1便当たり1.5人の利用者により、約3万人の利用を見込んでおります。合計で20万人としております。20万人に達成したからどうなのかということなんですけれども、この20万人というのは、先ほど御説明させていただいた部分があくまでも20万人という利用者数の目標数値でありまして、あくまでも再編計画書の路線の見直し基準に照らし合わせることが最終的な部分かなと思っております。市外連絡路線、大型バスの部分については、一定利用者数が達していますが、市内完結路線につきましては、やっぱり再編計画書の見直し基準を大きく下回っているという部分がございます。今後利用促進には、その部分を改善するために取り組んでまいりたいと思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 例えば、この前の新聞報道とか、市民に出ているインフォメーションと

というか、情報としては、20万人に達成したということだけが出てくるんですよ。結局、それはあくまでも大型というか、幹線の話であって、一方枝線というか、支線は1.5人という目標を達成できていないということまで含めて考えないと、何かあれだけ誰も乗っていないバスが走っているのに、その目標が達成したということで何かという話は、非常に何かちぐはぐな話に聞こえてくるので、そのあたりもしっかり、あくまで幹線は17万人、枝線は3万人なんだというところで、その目標がどうだったのかというところを検証していただきたいと思います。

あとは、先ほど来いろいろお話が出ているんですけども、利用実績をずっと御報告いただいているんですけども、やはり1便当たりの平均乗車人数が多いところは、基本毎日運行しているところなんですよ。ですので、やっぱりそちらにプライオリティとか、優先順位があると思うんです、利用するという意味でいくと。いきなり平日の2日間、ぼんぼんと走っていてもやっぱりそれに合わせて生活を組むというのは、なかなか難しいので、基本やっぱり毎日走っているところは、1便当たりの乗車人数も多いですし、これまでのバスに乗りなれているのは確かにあるんですけども、やはりいろんなことを勘案するとやっぱり週に2日とか走らされてもなかなか使いづらいという声も聞きますので、そのあたりも含めて、ちょっとダイヤとかいうのは考えていただきたいなというふうに思います。

あと、やっぱりちょこちょこ乗らなかつたら、みんな乗ってもらわないと廃止になっちゃいますよというのが案にすごいプレッシャーがあるんですよ。それは、乗れるものなら乗るけどそんなという話になってくるので、そこだけは何とか避けていただきたいなというふうに思うので、そこだけはお願いしておきたいと思います。

あと、同じ地域の公共交通のことで、ごめんなさい、委員会資料でいただいているほうの7ページの部分で、これ多分、追加の議会請求分と照らし合わせればわかる話かもしれないんですけども、大型バス費用、小型バス費用ということで、1億8,396万4,000円というのが出ているんですが、具体的にこの大型バス費用、小型バス費用というのは、何がこの中に含まれているのか、教えていただきたいんですけども。

西本委員長 西嶋副課長。

西嶋市民協働課副課長兼地域づくり支援係長 まず、大型バス、小型バスについての経費ですが、基本的に大型バスの全体の宍粟市内の運行経費、また小型バスの全体の宍粟市内の運行経費というのを基本に考えております。そこから、まず控除を行いますのが、1点目の運賃収入で、先ほど言いました運行事業者が直接受け取る

国からの補助金、それと営業外の広告料等の営業外収入というものは、運行経費から控除するということをしております。その控除した結果が市から支出する補助金ということになります。

この運行経費の内訳でございますが、人件費、車両償却費、また車両修繕費、税、保険、燃料油脂費、それと本社運営にかかる経費、営業所運営にかかる経費、それと本社、営業所のその他雑費というようなものを積み上げたものを運行経費と考えております。小型バス、大型バスそれぞれの積み上げた結果の金額というのが今委員さんおっしゃった金額ということになります。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ再編のときに問題視しているんですけれども、いわゆる売り上げと、あと事業者に入ってくるお金以外にかかった経費全部こっちで補填しているという話ですよね。先ほど説明していただいた論理で言えば、運賃収入、売り上げが、例えば割引とか、定期とかで落ちたとしても、その減収分は、後から補填されているのに、またそこに減収分オンしていますよね。そのあたりが何かぐちゃぐちゃなんですよ。本当に今、説明いただいた本社の何か経費とか、営業所云々という経費まで、市が持つ必要あるんですか、一事業者でしょう、違うんですか。そこは何でそこまで持たなきゃいけないか、全く理解できないんですよ、常識的に考えて。そのあたりどういう契約になっているんですか。だって丸抱えですよ。そこをちょっと後ほどでいいので、どういう状況になって、向こうからこれだけかかった、売り上げがこれだけ、国からの補助がこれだけでということで、これだけ補填というのか、補助してくださいというようなやりとりのわかるようなものをちょっと見せていただきたいんですけれども。そこまで市が持つ必要があるのかという費用まで結構ちらちらその説明の中に聞こえてくるんですけれども、そこをちょっと明らかにしていただきたいと思います。それは説明責任の部分で必要なことかと思うので、これは後ほどで結構です。あとは、結構です、地域公共交通は。

西本委員長 そうしましたら、ここで休憩をとります。10時55分まで。

午前10時40分休憩

午前10時55分再開

西本委員長 休憩を解き、委員会を再開いたします。

初めに、当局より発言の申し出がございますので、これを許可します。

樽本課長。

樽本市民協働課長 1点訂正のほうをお願いしたいと思います。東委員の質問のところで、財源的なところ、地域活性化資金云々というところでお答えさせていただきましたが、地域振興基金の運用益ということで訂正のほうをよろしくをお願いしたいと思います。

西本委員長 それでは、質疑に移ります。

山下委員。

山下委員 それでは、質問させていただきます。

主要施策説明書の31ページの下の段ですが、地域おこし協力隊事業について質問いたします。

宍粟市の地域外から地域おこし協力隊として、こちらに来てさまざまな事業を担って頑張ってくださいているんですけども、こちらに住んで、実際に頑張ってくださいているということで、ほとんど毎日が仕事みたいな形じゃないかなと私は思うわけなんです。だから、非常勤の特別職の規定というわけではなくて、希望者には、常勤の臨時職員としての身分として、国民健康保険とか、国民年金等の社会保険に加入するようにすべきじゃないかというふうに考えるのですが、その点についてはどのように考えておられるのでしょうか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 地域おこし協力隊につきましては、地方公務員法第3条の規定に基づく非常勤の特別職として委嘱しておりますが、それぞれの活動テーマに基づく活動や地域づくりの活動、さらには隊員の定住・定着に向けた活動など、その活動自体は多岐にわたっております。活動をスムーズに進めるためには、1日7時間45分、月20日間を基本として自由度の高い活動を認めております。隊員の専門性を生かした活動内容等からも現在の非常勤特別職としての位置づけが事務局としては適切と判断しております。月1回に定例会として各隊員等々意見交換、生活の面であったり、活動の面であったり、意見交換をしております。現時点では採用について、問題があるかということの確認につきましても意見はいただいておりますし、こういった御意見もあるんやというお話もさせていただいている中で、やはり今の形態で活動させていただきたいという御意見が多うございますので、今のまま進めさせていただきたいと思っております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 私、先ほどちょっとぼんやりしてまして、おかしなことを言いまして済みません。現在、この国民健康保険とか、国民年金等に参加しておられると思うん

ですよね。非常にその負担も大きいんじゃないかなと。それと先ほど言いましたように、違う地域からこちらに来て、ほとんど毎日がお仕事というような感じだと思うんです。それでやはり、常勤の臨時職員としての身分として、社会保険に加入して、その将来の生活設計とかできるようにしたり、あるいは病気になったときも安心して医療にかかれるようにしたりというようなことが本当に充実して活動していただく上で大事なんじゃないかなというふうに思ったわけなんです。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 やはり身分保障の部分では、社会保険とかそういった部分というのは大切な部分だとは思いますが、今現在、活動等についての月1回の定例会の中で、やはり生活の面、特に自分の時間がとれているかといったところも含めまして、確認をとっております。その部分については、自分できちっと時間をつくっていますということの御意見もいただいておりますし、身分保障の部分でもこういった御意見をいただく中で、今後どうだろうというお話し合いもさせていただく中では、やはり今の自由度の高い活動の内容で努めさせていただきたいという意見が多々ございますので、今の形態のまま進めさせていただいたらと思っております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 それでは、社会保険に加入させてほしいというような御希望はないんですか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今のところ、そういった意見等は聞いておりません。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 済みません、地域おこし協力隊の関連でちょっとお伺いしたいんですけども、もうすぐ任期の3年目が平成29年度で迎えられる方がいらっしゃると思うんですけども、その後、定住に向けてやはり仕事というか、何かビジネスを立ち上げるなりというところのことが今そろそろ準備ができていないと、なかなか任期が切れてほうり出されるような状況なんですけど、そのあたりの見通しというのはどうなんでしょうか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 この平成28年度で2年目、平成29年度の7月と9月で2年を終え、3年目に入ろうかという時期に来ております。昨年度は、今年度からやはり2年目を迎えるということで、定住であったり、自立に向けた取り組みの部分をとということで意見交換もさせていただいている中で、4名の隊員の中の3名が2年目、

3年目に入るわけなんですけれども、この方たちで1名は、できれば就職したいと。あとの2名につきましては、自立というか、起業をしたいということで、いろいろ意見をいただいております。その中で起業のための勉強会への参加であったり、自立への支援というのは、今現在も行っておりますし、今後もきめ細かくやっていきたいと思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと待遇に関係することなんですけれども、市内で活動しているのを見ると、多分自分のプライベートな自家用車で移動なり、活動をされているようなあれなんですけれども、何か前は、募集の段階では、公用車みたいなものを借り上げみたいな感じで何か貸与するようなイメージだったんですけれども、そのあたり実態というか、今はどうなっているのかというのをちょっとお伺いしたいんですけれども。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 隊員の活動につきましては、公用車というか、リース車両を貸与しております。これにつきましては、宍粟市としては文字は入っておりません。地域おこし協力隊のデザインしたプレートを張らせていただいております。それ以外に、個々の生活の中で動かれる部分につきましては、なるべく自分の所有の車で移動してくださいという形にしております。車両についても、公用車のイメージではなく、軽自動車でも軽バスとか、そういったものではないので、なかなか公用車っぽくなく見えるのかなとは思いますが、基本的には全てリース車両等々を配備させていただいております。

西本委員長 続きまして、小林委員。

小林委員 説明書の38ページの高齢者運転免許証の自主返納促進事業ということで、お聞きをしたいと思います。

この説明書の中に、市内の交通事故発生件数995件について（平成33年）というふうに書いてあるんですけれども、これはどういうふうに捉えたらいいんですか。

西本委員長 田路課長。

田路消防防災課長 この平成33年の995件といいますのは、平成33年におけます市内の交通事故の発生件数の目標ということで書かせていただいております。

西本委員長 小林委員。

小林委員 事故件数を目標に立てるというのは、ちょっと合点がいかないんですけれども、どういう数字が出るんですか、その目標というか、計算の仕方というのか。

西本委員長 田路課長。

田路消防防災課長 現在の宍粟市内の交通事故の発生件数が1年間で1,275件あります。この数字につきましては、過去5年間の市内の交通事故の発生件数は、どんどん減少してきておりまして、この傾向は、今後も継続するということを考えておりまして、この間の減少率を現在の交通事故発生件数に乗じた数字を、この平成33年の交通事故発生件数ということで、その数字までちょっと落とすといいですか、減らしていくということを目標として掲げさせていただいております。

西本委員長 小林委員。

小林委員 わかりました。これでいわゆる平成33年ですから、4年間ないし5年間の間に少しずつは減っていくだろうという、目測で数字が出ているんですね。その数字は数字として、自主返納というのは、いわゆる高齢者の話だと思うので、この高齢者の事故の件数とこの数字とはどういうふうに絡みがあるんですか。

西本委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 具体的な数値をちょっと持ち合わせていませんので、後ほどまたお知らせしたいと思うんですが、これから高齢者ドライバーというのはふえていく傾向にしばらくあります。人口が減ってきていますので、総体的には免許所持者というのは減っていくだろうというふうに思うんですが、そのあたり、高齢者がふえていって、事故の危険性がふえていくけれども、一方では、免許の所持者が減っていくと。そのあたりを一定相殺をして、それは横ばいになるというところの解釈というのか、目標にしながら過去5年間の事故数の減少率を以後5年間に乗じて、この数値を出していただいたということで、多分高齢者ドライバーの方は、今社会問題化しておりますけれども、非常に危険な部分というところの交通安全の啓発というところも、これから進めていかなければいけないというところを含めて、目標値としては、こういう減少に乗じていく、あるいは、995件というところを目指して進めていきたいというのが今回の狙いでございます。

西本委員長 小林委員。

小林委員 部長の話はよくわかります。私がお尋ねしておったのは、995件の中に、高齢者が半数を占めるだろうというふうな考えなのか、いや、割合からいうか若い子のほうが事故が多いんやというふうな考えなのか、そういうこともちょっと聞きたかったんですけれども、これの数字は結構です。

高齢者の自主返納というのは、認知症的な形で今法律がどんどん変わりましたね。私も身近にそういう方がおりまして、免許証の返納というのは大変なことらしいで

すね。もう乗らんといってくれというふうな形で家族が全員が反対しても、いや、わしは田んぼの水を見に行くのに、車がなかったら不便でかなわんと言って、ごねるといふか、非常に難しい話になっています。そこで、自分がいよいよわしには免許証がなくなったんやなど自覚するまで半年間は絶対かかるらしいです。これは警察のデータなんですけど、私も警察のほうにお話をして、どういうふうにしてなだめたらいいんですかという話を聞きました。最初は、いや、わしはこうこうでもう一遍免許証を取りにいくんやとか、そういうことをどんどん話すんですよ。それで自動車学校知っているところはないかとか、もう一遍教えてくれとか、そういう話も出まして、非常に家族で本当にもめる話なんです。それを何とか納得をさせるについて、この100万円の予算が出ておりますけれども、私は外出支援であったりとか、公共バスであったりとか、そういうことをもっともっと便利よく使うように、こうしてくれ、ああしてくれと、そして田んぼの水見は、散歩やと思って、いわゆるちょっと近いところを歩いていけやというような話もしたりして、そういうなだめ方をしておるんです。そこで一番お願いしたいのは、100万円ではちょっと足らぬという話なんです。もしそういう方が出てこられたら、バスの券を出すとか、そういうふうに変更がありますので、できるだけ協力をしていただきたいなと思っておりますが、いかがですか。

西本委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 今、委員おっしゃるように、非常にこの地域に根づいたこれまでの車での生活というのが非常に強うございます。おっしゃっていただいたことを我々も非常に危惧をしておりますし、そのことを続けることによって、事故に遭う危険性が高まってくるということも非常に危惧をしております。自主返納というところを啓発していかないといけないんですが、おっしゃるとおり、いやいや私は乗るんやというふうに言い張られる方もいらっしゃるのではないかなというふうに、そのあたりは十分予測をしております。今、100万円という金額を今回初めて計上させていただきました。この額がいいのかどうかというところは非常にやってみないとなかなかわからない部分がございますので、このあたりは臨機応変な対応という部分も年度途中でも図っていかないといけないのかなというふうに思いますし、何をおいても、それぞれ運転される方のけがとかお命とかいうところを大事にさせていただくというところの啓発というのを十分行っていく必要があるのかなと、そんなふうに思っておりますので、その辺の配慮も含めて十分周知をしていったり、あるいは、市が行う公共交通のバスの助成、それ以外にもほか

の業界、民間の方々に御協力いただけるものはないかというところを模索をしておりますので、いろんなことの特典も含めて、御提示させていただきながら、できるだけスムーズにそういうふうに移行していただけるような環境もつくっていただけると、そんなふうには思っております。

西本委員長 よろしいか。

林委員。

林委員 関連で質問するんですけども、市としての考え方をちょっとお聞きしたいんですけども、この自主返納の促進、これを強力に進めるつもりなのか、全国的にそういうことになっているので、宍粟市としてもやりますというような考え方なのか、ちょっとお聞きするんです。その上で、65歳以上の自主返納なんですけれども、宍粟市まずはちょっと奥のほうへ行ったら、農業する人が大体65歳以上の人が主力でやられているんです。農作業をするのに、絶対に軽トラックが必要なんです。そやさかいに、そういう農業をする人、元気な人はやってもらったらいいんですけども、その人たちの自主返納を進めていきよったら農作業がなかなかしにくいようになると思うんです。それでこの公共交通を使ってくださいとあって、利用券を出されますけれども、そういう人ばかりではないと思うんです。だから絶対必要な場合に、今、ちょっと部長が言われることも、方策も検討中だと言われたんですけども、そういうことを考えて、その宍粟市という地域、そういうことがあるので、国がやれやれと言って、そのとおりにやっていってもぐあいが悪いところもあると思うんです。どういう考え方でおられるのか、ちょっとお聞きします。

西本委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 一定の年齢に達した方、全てのドライバーに自主返納を促していくということの考えはございません。当然この地域がら、都市部と比べますと、公共交通というのは、バスに限られておりますので、それ以外の移動手段がなかなかないという事情、あるいは今、委員おっしゃっていただきました農作業に必要なという方もいらっしゃいます。元気な方の免許まで自主返納してくださいという啓発をするつもりは今のところ全くございません。ただ、社会問題化しておりますように、認知機能が低下をされているというふうになっていく方々、そういう部分については、自分のお命も非常に大切でありますし、周辺の方々のお命も大切だという観点で、非常にそのあたりの理解を得られる部分については、自主返納に向けて、家族の皆さんとともに話し合っただきながら、そういう状況になるように努力をしていただきたいと思いますというところで我々は考えておりますので、そういう

自主返納が必要だというふうに家族等々でお話し合いになってされる分については、積極的に推進をしていきたい。それ以外の方については、そういうふうには、現状思っておりません。

西本委員長 林委員。

林委員 その自主返納促進と言われて、自主返納しましょうというふうなPRをされたら、65歳以上の人は返さんとあかんくなると思われるので、その認知症の疑いのある人とか、そういう人は、それはしょうがないと思うんですけども、農作業をする人は、どうしても必要なもので、そうとられないような、その緩やかな促進というんですか、今部長の回答でわかったんですけども、そういうことでやってほしいと思います。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 関連なんですけれども、先ほど事故件数の中に、本当に高齢者が占める割合はどうかという話があったんですけども、あるデータでは、確かに高齢者の人数がふえているのと、あと報道でピックアップされるので、めっちゃめっちゃふえたように見えるんですけど、データ上は発生率からいったら、まだまだ若い子たちのほうが事故が多いというデータもあって、本当に高齢者の方の事故が多くなっているのかというと、ちょっとまた違う議論になってきているという懸念があって、そのことも含めて、しっかりと市内で、どういう事故が起きているのか、本当に高齢の方がいわゆる認知機能の低下によって引き起こされる事故が本当にあるのか、ないのかも含めて、しっかり調査した上で、これが交通事故件数の減につながる方策かどうかというのは考えていくべきかなというふうに思います。それよりもやっぱりまだほかにやるべきことがあると思う。これだけではないと思いますけれども、交通安全のことは。なので、そのあたりは、ちょっとやっぱり報道のされ方として、すごいフューチャーされちゃっているんで、多くなったように見えるんですけども、実態はそうではないという論調もありますので、そのあたり慎重に事を進めていただければなというふうに思います。

西本委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 ここで数字として持ち合わせていないので、不確かな数字を申し上げられないのは、非常に申しわけないと思っています。

確かにそういう傾向もあるかもわかりませんが、宍粟市の中では、割合としては、高齢者の事故というのは、右肩上がりというところについては、間違いのないところだと思います。ただ、その中の状況はどうかという分析、そういうことは必要

でありますし、交通安全対策という計画の中でも、また議論をしていきたいというふうに思っております。

西本委員長 続きまして、飯田委員。

飯田委員 主要施策の35ページ上段、御形の里づくり事業についてです。

この事業につきましては、前々からいろいろと言ってきたわけなんですけれども、やっと動き始めたという状況なんです。とりあえず今、ここに事業費が2,000万円余り出されて4つの個別事業が示されていますけれども、この事業について、どういう経緯で、この事業をやろうということになったのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

西本委員長 井上一宮副局長。

井上一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 飯田委員の御質問に対して、経緯なんですけど、経緯につきましては、以前から御指摘されておったように、御形公園の御形の家原遺跡公園、随分傷んできておりました。その分については、社会教育文化財課とも協議したり、それからまた産業部のほうとも調整しながら、あそこをどうしようかということで、いろいろ整備も進めてきた中で、竪穴式住居とか、その部分については、後の維持も管理も含めて集約しようということで、棟数も減らして北側に整備をしました。それから田中邸についても、あれも価値のある古い建物ですから、あそこの外国人の方がたくさん来られたり、そういった形でありますので、そこも屋根をふきかえました。その後の残った南側の広い部分と、それからもう一つ仕組みづくりとして住民も巻き込んだ地域の懇談会でも、地域におる者も何ほか刺激的なものがないかという意見もありました。そういった中での部分と、それからもう一つ若い子育て世代の方が北部にも子どもの遊び場がないだろうかという意見もあって、そういったことも含めて、この概要的なことも考えていった状況があります。

それで今、まちづくりのほうで、市民局のほうで進めているのは、やっぱり地域づくりという部分で、ほかの部署とも調整しながら進めていくということで、一宮市民局のほうで、この予算化をさせていただいています。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 当初は、教育委員会のほうの管轄の部分が多いので、社会教育課。そこらとよくお話はさせてもらっていたんですけども、その中でやっぱり地域の方と話し合いの中で進めていきたいということを知っていたんですけども、それがなかなか立ち上がらないという状況の中で、今のお話では地域懇談会というものの中

で、若い人なりいろんな人の声を聞いたというお答えだったと思うんですけども、そういう懇談会が開催されての話になっているんですよ。

西本委員長 井上副局長。

井上一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 以前の行政懇談会、大分ちょっと前になるんですが、そういった中の意見と、もう一つは、今、まちづくりのほうで繁盛地区とか、うちも取り組んでいただいておりますが、三方の地区もコミュニティの関係でいろいろな住民の方が率先して何かしていかないかという意識が今高まってきている状況であります。形を今つくっている状況ですが、その中の介護とか、そういった中で話を聞かせていただいたりとか、また今、生活圏の拠点づくりの中でも、そういった意見が出てきたりとか、そういった中でこの内容的なところも協議させていただいた内容になっております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 いろんな場面での意見聴取というのはされておると思うんですけども、何かをつくり上げるときには、やはりその住民の皆さん、いろんな人をやはり本当の意味のかかわりを持っていただいて、いつもいろんな事業に関して言うんですけども、やっていかないと、ただ、聞いたことを行政側が組み立てて、はい、どうぞという形をとってしまうと、やはりそこに思い入れというのがなかなか湧いてこないという部分があるかと思うんですよ。せっかくグラウンドゴルフ場にして、子どもの遊び場にしても、つくっても本当の意味で望んでそれができたんかという部分が少しでも薄らいでくると思うんです。だから、そういう意味で、やっぱりその辺の住民を巻き込むというやり方、本当は住民の方もそういうことにかかわるのが大変だという方もあるんですけども、でも実際そうすることによって、愛着も湧き、利用もふえるということになるかと思うので、やはりその辺のところは、邪魔くさいと言ったらおかしいんですけども、やっぱり丁寧にやっていかんかったら、本当の意味でのまちづくりというのが完成していかんと思うので、その辺のところは、もうちょっと丁寧にやっていただきたいと思います。よろしく願います。

西本委員長 井上副局長。

井上一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 まちづくりは、本当にひとつづくりでもありますし、丁寧にしていかないと、本当にみんなが頑張っていこうという気持ちが地域に出てくるのが一番大切かなと思いますので、いろんな今されているグラウンドゴルフの方からも提案してもらったりという形でもしております。そうい

ったところと十分に協議しながら、この地域が活性化していくような形で、御形の里づくり事業を進めていきたいと思っております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 このエリアの中には、前に代表質問でも言いましたけれども、エリアの中に、結局、三方町出張所があります。それから資料館もあります。だから、そういうものを含めて、北部のある一定の中心場所でもありますので、その辺のところをやっぱり今おっしゃったように、地域の方々が本当にそこに求められる場所になるように、これからもきっちりと進めていってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

西本委員長 井上副局長。

井上一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 昨年度も、あそこで古代の村オータムフェスタという形で、三方地区が中心になって進めていただきました。その中でも下三方の自治会から、繁盛の今立ち上がろうとしているMore繁盛、そこらも含めて一緒にやっていこうかという形で、初めて三方の地域の行事と、それからまほろば、そういったところも歴史資料館も一緒になって取り組んだことがありますので、そういった形をどんどん膨らませていけばいいんじゃないかなと思っておりますので、またことしから、先ほど言われた地域の方を含めて協議を進めていきたいなと思っております。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 飯田委員の質問と重なる部分があるんですけども、この御形の里づくり事業の事業内容なんですけれども、どういうプロセスで決定されたのか、そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

西本委員長 井上副局長。

井上一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 この御形の里づくり事業につきましては、そういった市民の声もあるんですが、一つは総合計画の中の実施計画で、平成29年から平成30年度の事業として決定されました。その中に、宍粟市の地域創生総合戦略のアクションプランの中にも位置づけておりまして、森林から創まる住まいの環境づくりの中で、子育ての応援とか、定住促進の環境整備、それから森林から創まる彩と生業づくり、日本一の風景街道の中にも位置づけて、その中で地域全体的なところとも活性化も含めてのことで、事業として中に盛り込んであります。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 済みません、僕の聞き方が悪かったです。そういう計画があると、そこ

を何とかしていこうという枠があると。中に何を盛り込むのかとか、どういう割り振りをするのかとか、どういうつながりを持つのかというか、そのグランドデザインを誰がどういうふうにしたかという話です。

西本委員長 井上副局長。

井上一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 この点につきましては、先ほどお話ししましたように、産業部、それから社会教育文化財課、それから市民局のまちづくりの分で一緒に何回か回を重ねたり、また市民の意見も参考にしながら今の中身を整備した経緯があります。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 だから、そういうまちづくりをしているから、今まで全然活性化していないんですよ。そういう例えば高齢の方とか、子育て世代とか、そういう方がフラットな状況で一緒に考えて、私たちはこういうことが欲しいと思っている、いやいや私たちはこういうところということで、そこでどうやって、そこを共存していこうとか、こうやって組み合わせたらどちらのニーズも満たせるんじゃないかとかいうこと自体を住民が考えていかないから、そこに参画している気にならないんですよ。行政がかなめになって、ある団体からこういうことを言われる、あるところからこう言われているということを調整して、行政が絵を描いたところで結局、採用しました、しませんでただけの話で、お互いがどういうことを求めているのかを住民同士がわからなかったらまちづくりなんかできないじゃないですか。そこが今までずっと求められてきていたんじゃないですか。そのやり方をしたら、結局同じなんですよ。ある人たちはこういう要求、ある層はこういう要求というのは、それはわかりますよ。だけど、それをその人たちがそれを共有して歩み寄ったりとか、新しいものをつくったりとか、議論をしていかなかったら、そこに参画している気になんかならないですよ。その根本的な考え方がずっと何かおかしいんですよ。これだけのお金というか、ここは大分大々的にやられると思うんですけども、そんな決定プロセスで果たして本当に住民のためにというか、住民自身のものだというか、アイデアが実現したんだという感覚になりますか。今までと全く変わっていないと思いますけれども、今までそうならなかったから困っていたんと違うんですか。ちょっとその説明。何か協議会とか、そういうプロジェクトみたいなものがあって、そこにはいろんな層の方が参画して、そこでああだ、こうだ、こうしよう、ああしようという話になって、この形になったんだしたらまだしも、そうではないんですよ。そのあたりのちょっと考え方自体を聞きたいんですけども。

西本委員長 井上副局長。

井上一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 先ほどの説明の不足の分があったかと思いますが、今、地域づくりの関係で、各地区において、いろんな協議を地域の人が主体的に集まって、繁盛でしたら毎月定例的に毎月1回ずっと集まって、その計画書づくりとか、また中身のことを組み立てて、今取り組みを一つずつその計画に基づいて、市民のその地域の方が進めておられます。その部分について、三方地区においても、その地域の北部の活性化を含めた会議を昨年度も2回、3回開いていただいて、今、次の取り組みをしていこうかという形になっております。その部分の中で、今、市が持っている家原遺跡公園は文化財の施設ですので、それを保存していく部分と、それからあそこの地域の方が活動していく部分を融合させていく部分での、今からの市民の方との協議を進めていく部分かなと思います。今、三方のほうの地域の中で、そういった議論を今進めていただいている途中でございます。西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、だから行政が基本主導でつくった案がこうだから、それをなぞって、どういうふうに協働できるかなんてことはナンセンスのきわみですよ。だから、そのこと自体から一緒になって考えて、ここは自分たちが担うとか、ここはこういうふうに機能は私たちがやるとかいうところをやらなかったら、結局、個別個別に場所だけ使っているだけで、全く横のつながりはないですよ。そこを、だから同じ土壌で議論すれば、高齢の方が子どもたちとか、子どもたちが高齢の方とかということも自分たちだけでなく、ほかの人のたちのことも考えられるじゃないですか。そうやってまちづくりとか何かプロジェクトをしていかないと、自分たちはこうしてほしいということだけで、そこを調整すること自体も、その人たちがやらしてもらわない限り、それを行政が調整したって立ち行かないでしょう、この先。今から協議をするって、何を協議されるんですか。もうここまで形がかっちり決まっているものができて、それをどう議論されていくんですか。今これから議論されていくというのは、何をこのプロジェクトの中で御形の里づくりを議論されていくんですか。

西本委員長 井上副局長。

井上一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 鈴木委員がその行政の財産部分の整備をしておるわけなんです、その部分と地域づくり、言うたら基礎づくりであったり、その地域の元気をつくっていかないかん仕組みかと思います。その中で、先ほど言われたグラウンドゴルフ場につきましても、今あそこの前のグラウンドで週

に2回グラウンドゴルフをされております。そういった中で、その方らも中ではできないかという意見とかいろいろあったんですが、言われているのはその部分も含めて、最初からたたき台から入ってという意見かなと思いますが、その根本的な部分のところについては、今の北部の方の会合を開いたりとか、そういった中で後の仕組みづくりというのは、みんなで考えていかないといけないのと、地域の人材もつくっていかないといけないことでアドバイザーを入れたりという形で、今の地域づくりのところも進めておるところでございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 多分議論は平行線なので、もういいですけども、根本的にハードを整備して、結局受け皿を整備して、その中であなたが何かしてくださいというのは、もう無理なんですって、この先。申しわけないですけども。もしかして一緒に議論したら、グラウンドゴルフの人たちは、子どもたちがそういうことをするスペースが必要だったら、自分らはちょっと狭くてもいいやとか、そういうところまでやっぱり一緒に議論していかなきゃいけないし、いや、お年寄りがそういうところで楽しんでいるんだったら、子育て世代にとって、子どもたちにとっては、その中にこういうふうに共存させてもらおうとかいうところを住民が考えていかなかったら、もう無理なんですよ。そこで分断をしてしまっているから、世代間とかの。それをぜひとも今後何かするときには、考えていっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。この話は結構です。

西本委員長 続きまして、飯田委員。

飯田委員 これ一番最初にあった市民の活動支援の部分と同じことになるんですけども、今回このまちづくりのしそ元気げんき大作戦、これの分の補助金の部分で、減額になっております。前年度の決算のときに、未執行の金額がかなりありました。それも含めてのことかと思うんですけども、そのときに、県事業に振りかえたという事業が何事業があったように思うんですよね。そんな中で、今、県の財政の中で切り詰められておる中で、そういうところが本当にこれからもできるのかどうか。それを考えると、この減額が本当に正しいのか、それとも補助金の見直しの中で、やはりこれはどうしてもこういう形にしなければならないのか、その辺をちょっとお伺いしたいんですけども。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 市民主体のまちづくり支援事業の減額、特にしそ元気げんき大作戦の部分ということでお答えさせていただきます。

しそう元気げんき大作戦の部分につきましては、前年度の実績等々を考慮して、減額しております。いっぱいいっぱいまで減額したわけじゃなく、やはり推進というところの部分も置かせていただいておりますが、そういったものを見込んでおります。県事業の中でも頑張る地域であったり、西播磨の夢推進事業というところは、一定担保されておりますので、その部分とのバランス等々は図っていきたいと思っております。

また、大きく振りかえているのは、アドバイザー派遣であったり、そういった部分になるかと思えます。その部分についても、県のほうも小規模集落であったり、地域の活性化というところには力を入れておりますので、その部分とのバランスを見ながら、市のほうも単独では支援してまいりたいと思っております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 ともかくそういう部分に対しての細かい配慮を忘れないように、先ほどありました協働のまちづくりの部分でのひとづくり、ソフト面に対する援助というんですか、そういうところをきっちりやっていただくと、こちらの部分、しそう元気げんき大作戦とか、そういう部分について住民主体のいろんなハードなり、いろんな事業が生まれてくるというふうに思うので、両方兼ね合いになるんですけれどもやはりその辺のところは、きっちり担保していただきたいと思えます。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 地域活動を進める上では、やはりその地域づくりであったり、リーダー育成であったり、そういった部分というのは非常に大切な部分だと思っておりますので、その部分については丁寧に対応してまいりたいと思えます。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 市民主体のまちづくりの支援という中に、31ページ上段、コミュニティ醸成支援事業（広域的な活動の受け皿づくりを支援）ということで、310万円ついているんですけれども、この広域的な活動の受け皿づくりを支援するというのは、どういうことなのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 先ほど来お答えしていますように、旧町・旧村域、宍粟市の15地区を基本として新たなまちづくり団体を創出することを目指しております。その新たな団体というのが大きな意味での受け皿と理解していただけたらと思えます。その受け皿の組織づくりをするためには、やはり単位自治会であったり、各種団体との連携をする場であったり、話し合いの場づくりの費用であったり、その活動は

どういふものかということで、イメージできるような先ほど来お答えさせていただいたモデル地区の部分であったり、他の地域への研究に行かれる部分というところを支援していきたいと思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ、じゃあ、今まであったまちづくり協議会がなくなって、まちづくりを推進する団体、何かというふうに改正になった部分のことを意味しているというふうに解釈すればよろしいですか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 はい、そのように理解していただきたらと思います。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 でしたら、この広域的な活動の受け皿というのが一体何を示すのか、やっぱり定義がないので、解釈が非常に難しいんですよ。まちづくり協議会だったら何か規則とか、規約みたいなのがあって、こういうものということできているんですけども、あれだと何でもそれに認定されるというか、何でもありになってきてしまうので、そのあたりちょっときっちり何をさせて、そのまちづくりを推進する団体なのかというところはちょっと定義づけを後づけになりますけれども、していただきたいというふうに思います。

それに関連してですけれども、委員会資料のほうに、しそう元気げんき大作戦の実施の状況、平成28年度の実績が、審査の結果が出ているんですけども、教えていただきたいのは、この中で事務局を行政の中に持っている団体がどこにあるか教えてください。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 しそう元気げんき大作戦の助成団体の中で、行政が事務局を担っているというのは、しそうウィメンズネット *m i m o s a* ですね。これは人権推進課のほうで新たな助成団体活動を推進するという形で、団体の創出に力を入れています。そういったところで、人権推進課が今立ち上げの段階では事務局等を担っております。その他のところにつきましては、自主・自立の中で活動を行っていただいております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、ある団体がこのしそう元気げんき大作戦のテーマみたいなのが別で2個認定されているのは構わないと思います、事業ごとなのでいいんですけども、これ、しそう元気げんき大作戦以外に、補助金を持っているというか、補助金

を支出している団体はこの中にありますか、ほかの要綱で補助をしている団体。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 私どものほうが把握している部分だけでよろしければ、特定非営利法人奥播磨夢俱樂部が情報発信の分と、今度フットパス事業ということで、テーマの部分と自由提案型の部分で、しそ元気げんき大作戦で2項目入っております。

それとめくっていただきまして6ページのところで、鷹巣の活性化委員会が県事業も活用されている思っております。ほかのその部署等の補助金をもらっているというのはちょっと今現在わからないので調べさせていただいたらと思えますけれども。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 基本その自主的、主体的な活動を支援すると言いながら、結局完成というか、行政がある程度引っ張っていかないといけないんですよ、現状。恐らくほかの部署が補助金を出して云々というのは関知しないのかもしれないのですけれども、どんどんそういうところに集中しちゃっていて、本当に自主的に、主体的にやろうとしている人たちのところに、門戸が開かれていない状況なので、ちょっとその制度をもうちょっと整理していただきたいかなと思います。

あと、しそ元気げんき大作戦のほうで、その団体の費用というか、人件費みたいなのが出せないというのは、前々から指摘しているんですけども、それで、結局ボランティアとか、もう完全ボランティアの状況で出かけていて、非常に負担感が出てきてしまって、投げざるを得なくなるんですよ。国の補助金とかいろいろな独立行政法人とかが出しているようなものも含めて、補助金を見てもらえば、団体構成員でも日額3,000円とか、例えば上限を決めて、交通費なりちょっと食事代ぐらいは出せるような要綱というのはあるんですよ。やっぱりそれをしていかないと、とにかく出るたびに持ち出しというので、市民活動なんか進むわけがないので、そのあたりちょっと要綱をしっかりと整理していただいて、本当にそれが必要じゃないのかどうか。過剰にがつつり補助金から持っていくというのはおかしいと思うんですけども、やっぱり実費弁償ぐらいのことはしていったらあげないと、そこに参加する人たちの負担感だけが増えていってしまうので、そのあたりもちょっと制度自体を見直していただきたいなという気がしますので、それはもう結構です。あとはいいです。

西本委員長 続きまして、飯田委員。

飯田委員　ちょっと前段の部分で、ちょっとお伺いしたいんですけれども、この奥播磨夢倶楽部の7番目の事業ですけれども、ウォーキングコースの設置等々があるんですけれども、先ほどありましたスポーツ活動を通じたという部分の推進事業、この中にもウォーキングの推奨とコースの設置というのがあるんですけれども、この辺はかぶりはないんでしょうか。

西本委員長　樽本課長。

樽本市民協働課長　奥播磨夢倶楽部さんのフットパス、ウォーキングコースの設置及びツアーの実施ということについては、基本的に今のところ、コースであったり云々というところはかぶっておりませんが、先ほど来意見をいただいておりますが気軽に組みあわせる仕組みとしては、やはり有効な手段かなとは思っております。このNPOさんの取り組みも有効な手段ではないかなと思っております。

今後については、その連携というところについては、大きな課題があると思っております。

西本委員長　飯田委員。

飯田委員　主要施策の35ページ下段の音水湖カヌー競技場等の整備についてお伺いします。

これが3年計画の中の分になるということなんですけれども、この西日本レベルの大会を開催するに当たり、駐車場はないと、少ないということで、これ10台とあるんですけれども、これは単に本年度10台ということで、もっともっと広げる予定なんですか。10台分だけで本当に事足りるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいんですけれども。

西本委員長　長田副局長。

長田波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長　現カヌー競技会場では、大会を開催するには、周辺に駐車スペースがないことから、会場内に入らないサイズのトラックがカヌーのラックなどを搬出入する作業は、国道脇にトラックをとめて行うしかなく、大変危険な作業でございました。このような状態のままでは、西日本クラスの大会誘致は望めませんでした。音水湖を所管する兵庫県、西播磨県民局なんですけれども、湖面内で常時水面に出ている水辺の土地ということで、現カヌークラブハウスのところから、まだ400メートル程度北部になるんですけれども、その部分を今計画的に整備してくれております。そうした中で宍粟市においては、湖畔に限られた土地の活用ということも含めまして、現カヌー競技場の国道側でございしますが、国道の反対側でございしますが、大会関係者や来場者が利用できるように、

その公有地を活用するという中で、10台を整備していきたいというふうに思っております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、要は公有地を利用できるということで、10台分確保できるから、駐車場を10台分つくるということで理解したらいいんですね。

西本委員長 長田副局長。

長田波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 今の現のカヌー競技場の近くにある土地が利用できるのが10台程度ということでございますので、やはり有効に活用させていただきたいと思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 同じく音水湖のカヌー競技場のことで、委員会資料の23ページに、西日本レベルの大会ということで、関西学生カヌー選手権の誘致ということになっているんですけれども、この時期、8月9日から12日の4日間大会で使うということ、前後どうなるのかわからないんですけれども、この間の指定管理者の事業というのはどうなってくるんですか、共存できる状況なんでしょうか。

西本委員長 長田副局長。

長田波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 関西学生カヌー選手権大会は、平成29年8月9日から12日までの4日間の開催日程となっております。ちょうど夏休み中ということでございまして、委員も御承知のとおり、レンタルカヌーのお客様もたくさんお越しになることを想定しております。せっかくお越しいただいた一般のお客様にも、音水湖を楽しんでいただきたいということで、カヌーコースや決勝ゴール付近への乗り入れの制限等はお願ひせざるを得ないところもありますし、大変混雑もするとは思ってはおりますけれども、カヌー選手権大会とレンタルカヌーのお客様がともにできるようなことが指定管理者と今後調整できるものではないかなということを思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 大きな大会を誘致してするのはいいんですけれども、その事業者との協議は、誘致の前にはされてないんでしょうか。

西本委員長 長田副局長。

長田波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 この誘致が決まりましたものが2月ということでございます。市なり、県なりといたしましては、事業整備等も含めまして、まだ1年ほどは無理かなというふうなこともございました。ただ、大会を運

営する学生連盟のほうとも確認する中で、いろいろ工夫が必要かなという中で、平成29年度実施に向けて決まったところでございます。それぞれ関係団体等もこれから調整を図っていく予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ぜひともそこは、共存できるようにしていただきたいと思います。ほかのところもそうなんですけれども、いろいろな指定管理施設は、先ほどの公共交通とか、B & Gとは違って、売り上げを上げないと経営が成り立っていかないところが多いので、そのあたりも含めて、そこを市なり、県の事業が圧迫するようなことがあってはいけないと思うので、そこはぜひとも、別にカヌー競技場に限らずですけども、共存できる道を探っていただきたいと思います。この件は結構です。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 主要施策の37ページ上段の人権推進事業なんですけれども、これは事業の内容がどうこうじゃないんですけれども、先般行われました若者フォーラム、このときに産業部のほうと事業が重なっておったと。防災センターと2カ所で同時に、同時刻に行事が行われるというようなことになりました。はっきり言って役所内の横のつながりをもっと持っていただいて、今回どういう事情があったかは別として、こういうことがないようにしていただかないと、本当に両方とも興味を持った人にとっては、どちらかを諦めなければいけないということになるかと思うので、せっかく費用もかけ、立派な講師さんも呼んでやっているのに、ある意味無駄な部分が出てくるという、これは本当にもったいないと思います。だから、その辺のところをしっかりお願いしておきたいなと思って、今申し上げている次第です。どうでしょう。

西本委員長 富田次長。

富田次長兼人権推進課長 先ほど御質問いただいた分なんですけど、ことしの2月5日に行いました若者フォーラム in 宍粟というところと、小泉武夫先生の麴に関する講演会のことでございます。若者フォーラムは、私ども人権推進課が主になってやっているところなんですけど、小泉先生の講演会は、特定非営利法人の姫路コンベンションサポートが主催ということで、市では関連するところは、産業部というところになるのかもわかりませんが、この話がどういう日程で準備が進められているかというのは、産業部のほうでも十分な把握はできていなかったというところがあるみたいです。今回の日程の重複なんですけど、それぞれ著名な講師さんとか、それから会場の都合とか、そういったものがあって重なったというところなんですけど、

それぞれの事業の趣旨に鑑みて、より多くの市民の方に講演を聞いていただくということも重要なことだというふうに思っておりますし、今回御質問いただいて、再認識もさせていただいたところでございます。

今後におきましては、市民のより多くの方が参加しやすいようにということを念頭に置きまして、庁内の関連する部局で十分な調整をしていきたいというふうに考えております。

西本委員長　続きまして、鈴木委員。

鈴木委員　時間もないので、ちゃっちゃといきます。

まず施政方針の32ページ、下段ですかね、通勤・通学費の助成なんですけれども、平成27年度から29年1月までで、30人に支給されているようですけれども、この内訳、通勤・通学の別ぐらいかな、あと居住地がわかればありがたいんですけれども、教えてください。

西本委員長　ただいま12時を過ぎましたけれども、会議を継続させていただきます。

樽本課長。

樽本市民協働課長　通勤・通学助成の実績でございますが、平成27年度につきましては15件、通勤が1件、通学が14件、そのうち県内の通勤・通学が14件で、県外が1件、平成28年度、この1月末までなんですけれども、15件の内訳が通勤1件、通学14件、県内14件と県外1件でございます。平成28年度につきましては、この2月にもう1件出てきておりますので、今現在16件となっております。居住地域につきましては、今現在、手持ちの資料を持っておりませんので、内訳等についてはお答えできません。

以上です。

西本委員長　鈴木委員。

鈴木委員　これ14件、14人ということだと思っておりますけれども、学校というのは主に県内の大学なり、専門学校等に宍粟から通われているということでしょうか。

西本委員長　樽本課長。

樽本市民協働課長　通学につきましては、県内が13件で、県外、これはたしか京都だったと思うんですけれども、京都のほうへも1件行かれております。

西本委員長　鈴木委員。

鈴木委員　恐らくカリキュラムはどうかかわからないですけれども、1コマ目が大体9時前から始まることを想定すると、ここでバスに乗っていかれる方ということ、恐らく山崎周辺ぐらいでないとな範疇に入らないと思うんですけれども、また居住地の

ほうは後ほど資料を提出してください。

あと、これ公共交通の利用促進に寄与するというふうにいるいろいろ書いてあるんですが、この公共交通というと、イメージとしたら市内を走っているバスのイメージなんですけれども、ああいう高速バスみたいなものは、公共交通ということになるんですか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 公共交通の定義としましては、高速バスも含めまして、姫新線を含める鉄軌道におきましても、公共交通という定義には入ろうかと思えます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、それがだから市がやっているものの利用促進ならまだわかるんですけれども、単なると言ったら、公共交通、公共性はあるにしても、事業者の事業というのはあれですよ、路線ですよ。多分穴粟だけじゃなくて、もっと津山のほうから来たりとか、いろいろ路線はあるんでしょうけれども、これをここの利用促進に寄与するということを目標というか、事業効果のところを持つことは必要ないような気がするんですけれども、どちらかといえば定住とかいうところだけでいいような気がするので、ちょっとそのあたりを文言とか、表現の問題かもしれませんが、考えていただければと思います。

では、次にいきます。33ページの上段の地区生涯学習推進事業です。

これは先ほど来、出ていたほかの事業とも関連するかと思うんですけれども、これ活動回数200回ということが目標になっています。これは、行為な目標ですよ。200回分の費用は幾らぐらいかかるという行為の目標であって、成果の目標ではないので、これどうやってこの成果を図っていくのか、この支出が効果的かというところをどうやってみようとしているのか、そのあたり見解を伺いたいんですけれども。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 地区生涯学習推進事業の目的でございますが、人権の尊重のまちづくりを基調としながら、住民が相互に認め合い、世代を超え、温かなふれあいを感じられるまちづくりを進めることであります。各生涯学習推進協議会で実践されているさまざまな活動の積み重ねが成果につながるものと考えております。この数値目標の回数だけが大きな目標数値という成果というところではないのかなと思えますが、なかなか数字的に表現しにくい部分であるということで御理解していただいたらと思います。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 別に200回ぐらいやるというのもいいんですけども、こういったものの束ねた、個別の事業を束ねて政策みたいなのが多分あると思うので、その政策にはもうちょっとやっぱり成果目標みたいなものを持って、そこにこの200回というのが寄与していくというようなイメージを見ていないと、これ200回やったらいいという話だとちょっとおかしくなってしまうので、そのあたりだけちょっと見直されたらいいかなと思います。

これ、ずっと旧町ごと、旧町時代からの額がずっとこれまで支出されてきて、ここはぜひ見直すべきだということをやっと議会の中からでもいろいろあったんですが、これ見直しはされているんですか、僕ちょっと前のものと比較検討はできていないんですけども、そのまま同じ額が毎年支出されているのか、今年度は変わっているのか、ちょっとそのあたりだけ、お伺いします。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 生涯学習の補助金につきましては、合併前からの支援制度等々で課題があるというところは認識しております。見直しの部分については、合併当初から大きく見直しはされておりましたが、昨年度もお答えさせていただいたと思いますが、新たなまちづくりを推進していく上で、そういったところもこの地区の生涯学習というところも、そういったところも含めてやっていただきたいという思いの中から、今後創出する交付金であったり、支援制度の中で統一を図っていききたいと思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ、地区ごとにいろいろ特色があるとは思いますが、あるところでは、いわゆる県が何かがつくった人権推進のビデオを見て、それを見た人数掛ける幾らみたいな感じの支出みたいなことを行われていて、全くその人権推進とか、生涯学習の推進に寄与しているとは言いがたいような感じもあるので、ちょっとそのあたりもやっぱり制度を抜本的に見直す必要があるのかなと思うので、それは特に回答は要りませんが、ちょっと検討ください。

あと、続いて、34ページの上段、社会体育活動・スポーツ活動で、さつきマラソン、ロードレースの参加者4,100人というふうになっていますけれども、この4,100人の根拠ですね。例えばキャパの問題なのか、それともこれくらい参加していれば、その中に市民がどれくらい含まれているから、その方の健康づくり云々という話なのか、ちょっとその4,100人という根拠をお伺いします。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 参加者の根拠につきましては、さつきマラソン大会が2,600名、ロードレース大会が1,500名を見込んでおり、合計4,100名という数字を根拠としております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この前言ったかと思うんですけども、今、マラソンとかいうのは比較的イベントごととして大分ブーム化されてきていて、どちらかという観光的に、そこに来られた方が例えば遠くからだったらエントリーするのに前日泊まるとか、その会場に出ているブースで何か地元のものを買うとか、帰りに何かお土産を買っていくとか、ちょっとそういういわゆる観光イベントとしての意味合いも非常に強いので、もうちょっとそういう意味での経済波及効果みたいなところも見ていったらいいかなというふうに思うので、確かにスポーツということなんですけれども、世の中を見ていると、結構そういうところで、赤穂なんかは特にマラソン大会すごい盛況で、そこには地元の店とかいろいろ出て、もう完全に観光の一環のところも大分かぶっているんで、そのあたりも含めてちょっと検討されたらいいかなと思います。

あと、その体育協会とか、スポーツ推進委員会への補助金というのが出ていると思うんですけども、これはその団体に補助を出していて、その補助金の使途というのはどういうところなのか、何か要綱があれば、その資料を示していただければ結構ですけれども。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 補助金の内訳ですが、体育協会には390万円の支出をしております。そのうち255万円が体育協会主催の泥んこバレーであったり、駅伝大会、また後継者の育成事業というところに使われております。そのうちの今度68万円につきましては、加盟団体への助成、63万円が体育協会の広報紙の発行等々の費用に使われております。あと、スポーツ推進委員会へは84万円の補助金支援をしております。これは各支部の助成金42万円と、スポーツ推進委員でウォーキング大会をしていただいております。この部分につきましては、29万7,000円の支出を行っております。あとはさつきマラソンの実行委員会へ210万円、ロードレースの実行委員会へ100万円の支援を行っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これは補助金ということで、使途というか、補助対象経費が多分決まっ

てきていると思うんですけれども、これも賃金とか謝礼云々、あと謝金とかいろいろ出ているんですけれども、あと市長が必要と認めた経費というところがあるんですけれども、10分の10になっているんですが、これは10分の10ということで、これは補助金と言いながらも交付金みたいな感じで、用途はそんなに限定されていないんですか。その団体が支出をどう使おうかは比較的自由裁量のある補助金というふうに思っていますでしょうか。

西本委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 一定のルールの中で支出していただいておりますし、基本的には毎年実績報告等々をいただいた中で、精査もしております。

また、各種大会については、大会の参加費云々というところは、やはりきちっと大会ごとの収支決算によって確認もしておりますので、支出的には大きな問題はないのかなと持っておりますが、自由裁量というか、こういったことがやりたいというところについては、やはりその団体での権限の中でやっていただけるようなところもあろうかと思えます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 非常にそういったスポーツイベントとかに大分御尽力されていると思うので、実態に合ったというか、使い勝手のいい補助金にしていいただければいいかなと思います。

では、最後です。委員会資料の10ページから、11ページ、12ページと人権教育啓発等に関する主な取り組みというふうに書いてあって、いろいろあるんですけれども、これ各事業の成果もさっき言ったとおり人数であるとか、そういうふうになってきてしまうんであれなんですけれども、こういった人権推進啓発とか、男女共同参画とかいう大きなくりで、どういう目標値を持っているのか、教えていただきたいんですけれども。

西本委員長 富田次長。

富田次長兼人権推進課長 なかなか数値化が難しい部分もあるんですが、一部には、参加者数とかいうことで具体的な目標の数値を持っております。例えば、10ページの二つ目の若年層の対象啓発事業でございます。これは若者フォーラムを本年度に引き続きまして、新年度においても行いたいということを考えております。これにつきましては、参加者数を350人ということで、ことしは300名でございましたので、その分さらに啓発を行って、特に若い方にも出席というんですか、参加していただくというところを含めまして、350名ということで数字を持っております。

それから、人権の教育推進事業でございます。

これにつきましては、8月の人権推進月間、それから12月の人権週間事業ということで、それぞれ講演会をさせていただくんですが、これにつきましては、計8回で800名ほどということで考えております。

それから、その中にもございます、世代別、テーマ別の学習事業、これにつきましては、山崎連合PTAの親子映画会といたしまして1回で500名、あと山崎老人クラブの人権学習会、それから城下戸原人権セミナーなどで350名ということで目標数値を持ってございます。

それから、男女共同参画に関する主な取り組みというところで行きますと、しそ女性リーダー養成講座ということで、新年度も本年度に引き続きまして、パワーアップ女性セミナーを行いたいと思っておりますけれども、5回で100名ということで目標を持ってございます。

それから宍粟女子キラキラパワーアップ応援事業、これは女性によるまちづくり活動支援事業を制度的に改めまして、今回から始めさせていただくんですが、これにつきましては、一応5団体ということで目標を置いております。

それから男女共同参画講演会につきましては、参加者数を100名としたいというふうに考えております。

それから12ページになりますと、消費者行政になるんですけれども、消費者行政につきましては、2番目の消費者教育の推進ということで、消費者市民教育担い手養成講座につきましては、3回行いまして、参加者については75人ということで考えております。

それから、消費者教育・研修会の講師あっせん、必要経費の負担ということなんですが、これは食の安全・安心とか、携帯電話とか、そういった部分を指していただいて、5回程度の開催で、参加者650名という目標を掲げております。

それから消費者協会との協働による啓発につきましては、啓発の映画を考えておりますけれども、これにつきましては160人ということで目標数字を持っております。

あと、消費者トラブルの防止の強化というところなんですが、出前講座につきましては、70回程度の開催を考えておりまして、参加の方は1,800人ということで目標を持っております。

それからくらしの安全・安心推進員と相談員による出前講座等による啓発なんですが、7回を予定しておりまして、参加者数としては350名ということで考えてお

ります。

具体的に数字で目標を掲げるものは、こういった内容としております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 恐らくその人権意識であるとかいうところは何かはかれる尺度みたいなものがあると思うので、ぜひとも広くそのあたりで、多分全国的にとっていけば比較検討もできるでしょうし、何かセミナーに参加した人とか、いや、全く参加していない人の比較とかもできるでしょうし、そういう意味で、もうちょっとやっぱり成果として、何か見ていかないと結局回数とか、人数とかというのは、それにかかる経費の計上だけであって、政策的な予算ではないんですよね。なかなかはかれないですよ。男女共同参画のことについても、多分いろんなまちでお父さんの育児参加率であるとか、そういうので何か図ったりとかいうことで、それによって、男女共同参画が進んでいるとか、男性の育児休業の取得率とか、何か今いろいろなことをあわせて、それが進んだのか、進んでいないのかということをはかっていかないと、とりあえず毎年同じことをやっていますというような感じになってしまうので、実際に目的に向かっているのかどうかというのをやっぱりどこかではかっていかないといけないかなというふうに思います。

あと、特にこの人権のこととか、男女共同参画だけに限らないんですけれども、宍粟市はまだまだ講演会みたいなレベルが多くて、深まっていったないんですよね、啓蒙、啓発のところだけで、そこから学ぶというところまで市民活動が落ちていっていないので、ぜひともステップアップとして、別に講演会を別に否定するものではないんですけれども、その後、それを受けて、何か自主的に学んだりとか、それを深めていったり、行動したりというところまで仕組みとして持っていないと、ただ単に啓蒙、啓発しているだけで、しかもその成果をはかるのが人数とか、回数だけになってしまうたら、全然税金を投入してやっている効果が見えてこないで、そのあたりだけちょっと自分たちの仕事がどういうふうになって、市民のためにどうなっているのかということを見る化していく必要があるのかなというふうに思うので、そのあたりは今後研究していただければと思います。特に、これでおしまいかな。これで結構です。

西本委員長 それでは、まちづくり推進部の審査を終了いたします。

13時20分まで休憩いたします。

午後 0時20分休憩

午後 1時20分再開

西本委員長 休憩を解き、委員会を再開いたします。

午後は、健康福祉部でございます。

健康福祉部の説明に入る前に、説明職員の方をお願いを申し上げます。

説明職員の説明及び答弁は自席で着席したままでお願いいたします。どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席からはわかりづらいので、説明職員は挙手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言してください。マイクの操作は事務局で行いますので、赤いランプが点灯したら発言してください。なお、答弁は、質疑に対して的確に整理して行ってください。

それでは、健康福祉部の審査に入ります。

あらかじめ目を通しておりますので、必要な部分のみ説明をお願いいたします。

志水次長。

志水健康福祉部次長 健康福祉部の予算審査につきまして、よろしくをお願いいたします。

平成29年度予算についての概要を説明させていただきます。

健康福祉部では、男女の出会いから結婚、妊娠、出産、子育て、健康づくり、生活困窮、高齢、障害といった市民の年齢的な段階や生活環境面で生じる課題に対して、ライフステージに応じた支援やサービスを提供いたしております。第2次宍粟市総合計画では、安心して子どもを産み、育てられ、いつまでも元気に過ごせるまちづくりを基本目標としており、また、宍粟市地域創生総合戦略では、子育て応援、定住促進の住環境整備の取り組みを重点化したアクションプランを策定しております。平成29年度予算は、この基本目標並びに総合戦略に基づき、編成をいたしました。

まず、一般会計予算額においては、他会計繰出金、他部局所管分を除きますと、民生費では39億839万8,000円、衛生費では8億7,118万8,000円、合計47億7,958万6,000円となり、一般会計総額232億6,000万円に対する構成比で20.5%となります。国民健康保険診療所特別会計予算では、2億7,202万2,000円、介護保険事業特別会計予算では、46億565万1,000円、訪問看護事業特別会計予算では、3,637万8,000円となり、健康福祉部の所管する予算額合計は96億9,300万円、全会計予算額442億8,155万7,000円に対する構成比では、21.9%となります。

次に、総合計画子どもが健やかに育つまちづくりの基本方針及び総合戦略アクションプラン、子育て応援における主な取り組みでは、子育て支援の取り組みにおい

て、新規事業では、妊娠期から子育て期の各ステージで必要とされる支援を切れ目なく行う子育て世代包括支援センターを開設いたします。これは、専門員及び母子保健コーディネーターを配置し、保健師と連携して、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する相談を行うとともに、ケースによっては、関係機関と連携して、子育て支援プランを策定し、妊産婦を包括的・継続的に支えてまいります。

さらに、新規事業で各種検診の受診助成を総合した、しそくスクスク応援券の交付、妊婦歯科検診費用の助成、新生児聴覚検査費用の助成、全産婦の産後1カ月健診費用の助成、全1カ月児の1カ月児健康診査費用の助成、産後ケア事業と乳房ケア事業の実施、産前・産後サポート事業「ほっとmamaルーム」の開設を行います。

継続事業では、独身男女の出会いの場を創出し、結婚への前向きなスキームを高めるために男女交流イベントの開催やグループへ交流会の開催助成をする出会い応援事業も一層進めてまいります。

総合計画、保健、福祉、医療が連携した安心のまちづくりの基本方針における主な取り組みでは、健康づくりの推進においては、健康寿命を延ばすことをまちづくり指標としておりますが、健康づくりと食育の推進を総合的かつ計画的に推進するために、健康増進計画並びに食育推進計画を総合して策定いたします。

第21号議案で、宍粟市健康づくり推進協議会条例の制定について提案させていただきました。健康づくり推進協議会により、平成29年度はアンケート調査を実施し、現計画の検証・分析を行い、平成30年度で計画完成を予定しております。

また、生活習慣病の予防や、がん等の早期発見、早期治療を目的とする特定健診の受診を啓発する手法としての健康づくりポイント事業の継続、節目年齢の方へ各種がん検診の無料クーポン券の交付を行います。

心の健康相談として、ひきこもり相談や、心のケア相談も引き続き実施してまいります。

高齢者福祉の充実では、老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定し、持続可能な介護保険事業や高齢者福祉施策の推進に努めます。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし、心身ともに健康で生きがいを持った暮らしを送り続けられるために、地域包括ケアシステムの充実に向けて取り組んでまいります。

介護予防では、高齢者通いの場づくり支援事業を新規に実施いたします。担い手となる介護予防サポーターの養成及び活動を支援することで、地域での支え合い活

動を進め、高齢者の社会参加と介護予防に努めます。

いきいき百歳体操の未実施地区への普及と自主的に取り組まれている方々へ引き続き支援してまいります。

医療と介護では、医師を初め、医療機関従事者と介護施設従事者、ケアマネ等の代表者の構成による医療と介護の連携会議を中心に、医療と介護の一体的な提供を推進してまいります。

生活支援では、生活支援コーディネーターの活動により、高齢者の生活支援に係る事業者や団体との連携を強化していきます。

在宅介護の支援では、宍粟市訪問看護ステーションを平成28年度から千種地域から全地域に拡充いたしました。より一層在宅介護を支援してまいります。

平成29年度は、千種診療所で行っている通所リハビリテーション事業の実施場所を千種保健福祉センター内のデイサービスコーナーへ変更し、リハビリ機器の整備を行い、機能を充実させて利用者をふやし、千種地域の在宅介護の支援をさらに進めてまいります。

また、第6期介護保険事業計画に基づき、認知症対応型共同生活介護、認知症高齢者グループホームのサービスを提供する事業者を選定し、事業所指定を行います。

障害者福祉の充実では、第3次障害者計画及び第5期障害者福祉計画、障害児福祉計画を策定し、障がいのある人もない人もともに助け合い、支え合いながら住みなれた地域で安心して、生き生きと暮らしていける宍粟市を目指します。

宍粟市みんなの心をつなぐ手話言語条例を制定し、手話施策推進方針を策定しました。推進方針に基づき、意思疎通支援事業による手話通訳者や要約筆記者の派遣や、手話通訳者の養成を拡充するとともに、市民への手話言語の普及啓発の取り組みを進めてまいります。

地域福祉の充実では、生活に困窮する人や制度のはざまにある人への支援体制の充実を図るために、生活困窮者自立支援事業を拡充いたします。平成27年度から実施している自立相談支援事業、住宅確保給付金、一時生活支援事業、そして平成28年度から実施している就労準備支援事業に加え、新たに被保護者を含めてハローワークの求人検索システムを活用した求人情報の提供や職場への定着支援を一貫して行う就労支援事業を行います。

また、新たに子どもの貧困対策として学習支援事業にも取り組みます。これは健康福祉部内に学習支援相談員を配置し、教育委員会や学校、家庭児童相談室、民生委員・児童委員様などと連携し、学習支援が必要な児童で、保護者の同意があった

世帯に対し、家庭訪問型の学習支援を行います。児童に対する家庭での学習習慣づけや、ケースによっては、保護者への自立生活支援とあわせてアウトリーチ型、伴奏型の学習環境の支援をすることで貧困の連鎖を断ち切ろうとするものであります。

概要につきましては、以上でございます。

健康福祉部職員一同、子どもから若者、そして高齢者まで全ての市民が健康で安心して暮らしていくことができるように、そして、宍粟市に生まれてよかった、住んでよかった、住み続けたいと思っていただけるように、保健、医療、介護、福祉、それぞれの業務の連携のもと、人と自然が輝き、みんなで創る夢のまちの実現に向けて取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

西本委員長 健康福祉部の説明は終わりました。

順次、質疑を行ってまいります。

東委員。

東委員 私は、民生生活常任委員会に所属しておりますので、健康福祉部に関しては、いろいろと聞いておりますけれども、予算委員会なので、あえて2点質疑を行いたいと思います。

まず1点目は、平成29年度施政方針にあります49ページの出会い応縁事業に関してですが、これはまちづくり推進部でも、消防団の婚活イベント事業が実施されておりますが、この健康福祉部の出会い応縁事業について書いてあるとおりなんですが、委託して、実施する場合と、市担当部、担当課独自で実施する場合の大きな違い、また委託のメリットということでお聞きをしたいと思います。委員会資料でも14ページに細かく書かれておりますけれども、今お聞きしたところ2点をお聞きしたいと思います。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 失礼します。

現在、本市では、独身男女の出会いに向けた交流イベントを外部の事業者委託により実施しているところでございます。平成29年度におきましても、同様に実施したいと考えております。

まず、1点目の御質問であります委託して実施する場合と、担当課独自で実施する場合の違いについてでございますが、交流イベントを事業者に委託する際におきましては、市が事業の目的や実施の要件、それから全体の枠組みなどを示して、これに対して事業者から提出された実施案等をたたき台として、さらに協議を重ねた

上で内容を決定しているといったような状況でございます。

このようなことから委託で実施する場合と、担当課において実施する場合において、その実施の形態等が大きく違ってくるといったことはないと考えております。しかし、やはり経験豊富な事業者による企画運営と、それから職員によるそれとでは、プロと素人の違いということがございまして、そのあたりが一番大きな差になるのではないかと考えております。

それと2点目でございます。業務を委託する場合のメリットについてであります。交流会の開催には、大きく内容の企画でありますとか、広報、参加者募集、それからイベント、交流会、当日の運営などが挙げられます。先ほども申し上げましたように、自治体等において、同様の事業の実績を持つ経験豊富な事業者に委託することで、これらのことがいずれもよりスムーズに、またより効果的に実施できるものではないかと考えております。特にインターネットのお見合いや婚活サイトなどでの告知でありますとか、そういった事業者が持つさまざまな広報ルートにより、市外からの女性の参加も確保が図れております。

また、交流会における参加者への臨機応変のきめ細かな対応などが参加されている方のステップアップにつながり、さらには、カップルの成立数の増加にもつながっている大きな要因になっているのではないかなと考えております。

以上です。

西本委員長 東委員。

東委員 一通りの説明はいただきましたが、あえてこの担当部、担当課という言葉を使いましたけれども、担当部、担当課では、まず無理だという判断ですか。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 実施そのものが無理かどうかということよりも、むしろよりよいものを実施させていただくには、こういった形で事業所を外部委託という形でさせていただくのがよりいいのではないかと考えております。

西本委員長 東委員。

東委員 委託のほうがよりよい効果が出るという、そういう決めつけでいいのかなと。私、何回か行政視察をしてきましたけれども、市の担当部、担当職員がみずから立ち上がってやって成功した事例も聞いたことがあります。委託はもちろん簡単なことですよね、委託すれば。何もしなくていいわけですから簡単なことですけれども。やっぱり市職員がみずから立ち上がるという、そういう姿勢といえますか、その辺が何か欠けているんじゃないかなという気がしましたので、あえてこの質疑

をしているんですけれども、平成29年度も予算が上がってしまっているんで、今さらどうこうは言えないんですけれども、やはり担当部、担当課としてやっぱりもう少し前向きな姿勢が望ましいんじゃないかなと、こう思いましたけれども。繰り返すになりますけれども、平成29年度も予算が上がってしまっていますので、変更は無理かもわかりませんが、委託先に十分担当部、担当課の思いが通じて、そして自分たちの思いどおりになるような、そういう委託方法を実施してほしいなと思いますけれども、その辺はよろしいですか。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 先ほども第1点目の御質問の中でお話しさせていただきましたように、その内容につきましては、常に事業者と担当課と協議を重ねた上で方向性も決めております。また、当然、交流会当日には、職員のほうも一緒に参加して、事業の内容について、十分確認をさせていただいているところでございます。委員御指摘のとおり、これからもそういった形で委託ということで、任せ切りということではなくて、十分相互協議しながらよりいいものをつくり上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

西本委員長 東委員。

東委員 私、決算委員会でも申し上げたと記憶しているんですが、先ほど申し上げましたまちづくり推進部の消防団の婚活イベント事業、そしてこの出会い応援事業、目的は一緒じゃないかなと思うんですよね、最終目的は一緒だと思うんですよね。最終目的が一緒な上に、こうやってまちづくり推進部でも、こういう事業をする。そして健康福祉でもこういう事業をする。それが最終目的が同じであれば、もう少しその辺を煮詰めて、大きなことにすれば、なおこの婚活が発展するんじゃないかなと、こんな思いもありますので、今後に向けては、十分部間で協議をして進めてほしいなと、こんなふうに思います。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 このイベントにつきましては、それこそそれぞれの部署で委託というような形でやらせていただいているんですけれども、一方で、それぞれのところで実施することによって、逆にいろんなバラエティに富んだような内容もできているのではないかなと一定考えております。ただ今、委員おっしゃっていただいたように、今後の取り組みとしましては、例えば双方の成功事例等を情報共有する中で、よりいいものをつくり上げていくとか、そういったことも含めて、あわせて検討させていただきたいと思っております。

西本委員長 続きますして、飯田委員。

飯田委員 引き続きですが、平成28年度、2回で10組の成立ということになっていると思うんですけども、この成立したカップルのその後についての状況把握というのはできているのでしょうか。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 カップルのその後の状況把握と申しますと、例えば現在もおつき合いが続いているのかとか、また御結婚されたのかどうかとかといったことだと承知しておりますが、交流会当日にカップルになられた皆さんに対して、また何か今後御報告いただけるようなことがありましたら、御報告いただければありがたいですといった程度の御案内は、お願いはさせていただいているところでありますけれども、交流会終了後、例えば一定期間を置いた中で、その後の状況について、こちらからその該当の方に御連絡をさせていただいて、確認をさせていただくというふうなところまでは、現在できておりません。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 済みません、個人のプライバシーという部分もあるかもしれませんが、ある一定公費を使って、こういう事業をして、カップル成立した場合は、おせっかいなぐらい世話をやくというのもある一定必要じゃないかと、その方に対してですよ。やっぱり出会いを求めてもなかなかできないから、そういう形の出会いしか、しかと言ったら叱られますけれども、場面でしか出会えないという部分の方ですから、やはりその辺はある一定のフォローをしていくというのも、出会わせただけ以上、必要じゃないかなというふうに思うんです。だから、そこでカップルになったからよかったねで終わるんじゃなくて、やっぱりその辺のところまで、ある一定のケアは必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょう。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 本事業につきましては、まずは、多様な出会いの場を提供させていただくということで取り組んでおるところでございますが、もちろんその後の状況につきましては、気になるところであります。今、委員のほうからもおっしゃっていただきましたように、非常にプライベートなことでもございますし、またその交流会の参加で、そういうことを例えば事後の御報告を義務づけると言ったらおかしいですけども、そういった印象をお与えするというのもどうかなという思いもございますので、今後また事業の中でどういったことができるのか、何か工夫できることがないのかといったあたり検討してまいりたいと思います。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 やはりこういうイベント自体を、委託している以上、その委託された業者さんというか、そういうイベント会社というものは、ある一定そういうことに関するノウハウも持っていると思うんですね、その追跡していくということに関して。恐らくそうであると思います。でないと、こんな仕事が次々続けられるわけないと思うので、だからその辺のところもきっちり把握した上で、業者も選択されたりしていただきたいたと。本当の意味で、究極ははっきり言ったら、このカップルができて、お子さんができてとかいうことにつなげていきたいというのが究極の目的なので、出会ってよかったねで終わってしまうようなことでは、行政がやる仕事じゃないと思います。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 今、事業を委託させていただいております事業者も含め、こういうイベントの終了後のフォローをどこまでされているかということにつきましてでございますけれども、今現に、例えば平成28年度に委託させていただいた事業者につきましては、そういったこちらからの仕様も出しておりませんし、そういったことはされていないといったふうには確認はしております。非常に、これからの支援のあり方としまして、例えば結婚や出産に対するいろんな思いと申しますか、価値観といいますか、そういうのも非常に多様なこともございます。それでまた、そういうことを望まれていても、なかなかいろんな事情で、そういうことができないといった方も現にいらっしゃると思います。そういったこととのバランスを考えながら、そのバランスの上に立った事業の展開といったことも一つ考えていくことも大事ではないかなと思っております。非常に、そういった意味では、一方慎重であってもいいかなというような思いも持っているところでございます。

いずれにしても、余り対少子化といったことを表に出すのではなくてといったようなことも、さきの委員会等におきましては御意見も頂戴しておりまして、この事業に対する御意見もさまざまであろうかと思っておりますけれども、実際最終の目的ということでございましたら、今委員おっしゃっていただいたところでございますので、そういったあたりのバランスを考えながら事業を慎重に進めてまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 確かにデリケートな部分がかかり含まれるところでありますけれども、ある一定そういうことも皆さんに理解してもらいながら進めていく事業であるとも

思いますので、その辺は計画段階から一定の思いを持って進めていくということも大事だと思うので、その辺は、慎重な上にもそういうところを大事にしていただきたいと思います。

西本委員長 高山委員。

高山委員 それでは、同じ内容なんですけれども、お願いしたいと思います。

先ほど来、同僚委員のほうから出てまいりました内容に近いことを申しますけれども、今回、出会い応縁事業で2回の開催で10組のカップルの成立が見られたということでございます。その中で同じことを申しますけれども、消防団の婚活事業というのがございまして、その中でやはり消防団の婚活事業でもかなり成果が見られているんじゃないかなと思うんですけれども、その中で、やはり人口減を食い止めるためには、結婚はもちろん最大の有効な手段であると、我々も思っているところなんですけれども、片や出会い応縁事業で委託料、それにかかる経費等々、また消防団の婚活イベントに係る事業、それほど開きはないんですね。こんなことを申したら失礼かと思うんですけれども、費用対効果等を考えれば、出会い応縁事業が10組、それから消防団事業は16組ということでございまして、このあたりはどうかかなと思うんですけれども、そのあたり、先ほども話の中に出ておったんですけれども、出会い応縁事業、また婚活イベント事業、それぞれ業者さんが違うかと思うんですけれども、そのあたりの事業内容について、御協議をいただくというか、それぞれ双方でいいところ、悪いところ、まずそのあたりをしっかりと見詰め直す必要があるんじゃないかなというような思いをしておりますので、このあたりの質問をしたんですけれども、このあたりいかがでしょうか、少し答弁をいただいて、また。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 先ほどもお話しさせていただいたところでありますけれども、まさに委員が今おっしゃってくださいましたように、消防団の婚活事業との関係につきましては、相互によい、こんなことをやったら成功したとか、そういったそういう事例について、今後十分に情報交換を行う中で、内容の充実に努めていきたいと考えております。

西本委員長 高山委員。

高山委員 ありがとうございます。確かに双方で話をさせていただいて、少しでも目的に近づけるようにしていただきたいと思いますけれども、私ども過去に申し上げたんですけれども、いわゆる結婚の相談員さん、またおせっかいおばさんについて申し

述べたことがあるんですけども、そういったことをやはり、むかしはそういった方々がたくさんおられて、いろんな男女の出会いを段取りしていただいて、かなりの成婚ができたというケースがございます。そのあたりで、その方々に奨励金を交付したらどうかというような話を私したことあるんですけども、そういった事業までは至っていないようなんですけども、今後において、やはりこういった出会いの機会を与えるというんですか、出会いの機会を設けるためには、そういった方々の取り組みも大事じゃないかなと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 今現在、そういった交流会の開催に対する助成事業というのはやっておりますけれども、奨励金といった種類のことは実施はさせていただいておりませんが、一つのあり方として参考に研究させていただきたいと思います。

西本委員長 続きまして、東委員。

東委員 それでは、2点目の質疑に入りたいと思います。やはり施政方針の50ページになりますけれども、高齢者通いの場づくりの支援事業、これは新規事業ということになっていきますけれども、通いの場へのサポーター派遣、サポーターの報償費、それから講師の募集とありますけれども、今ある事業、これは今ある事業、ちょっと書き間違いのようですけれども、今までの事業と解釈としてください。今までの事業とは全く別の内容で進めるものなんですかということですね。いきいき百歳体操というのは、非常に好評で皆さん喜んで参加されておるようですけれども、今申し上げたように繰り返しになりますけれども、サポーター派遣とか、講師の募集とかいろいろ書かれていますけれども、今までの事業とは全く別の内容で進めるものが、その辺だけをお聞きしたいと思います。

西本委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 それでは、高齢者通いの場づくり支援事業についてお答えします。

平成26年度からいきいき百歳体操教室を取り組んでおりますが、介護予防ということで取り組み始めましたが、集いの場、交流の場、楽しみの場として担当部署の想定以上に高齢者の方々にいろんな効果をもたらしたということの評価しております。しかし、現在、いきいき百歳体操教室は、拡充、市内全体に広まったとはいえ、全自治会の約6割ほど、90会場で開催されております一方、いきいき百歳体操は希望しないけれども、集まれる場所を希望されている高齢者の皆さんも非常に多いと

感じております。高齢者世帯とかを訪問させていただく中でも、何か市に対して要望ありますかとお尋ねしますと、あちこちの家を行って話をするのもいいけれども、どこか気軽に近くで集まれるような場所があったらいいなとかいう要望も今までにもたくさん聞いております。そのため、高齢者の皆さんがいきいき百歳体操に限らず、気軽に集まり、楽しく交流を深めながら、仲間づくり、元気づくりができる場所として、高齢者の通いの場づくり支援事業というのに取り組んでまいりたいと思います。この通いの場の要件としましては、地域の公民館等を活用していただいて、高齢者が主体的に運営されること、月2回以上は開催されることというのが要件となっております。通いの場では、いきいき百歳体操も一つのメニューとしては考えておりますが、それ以外の体操やレクリエーション、創作活動、交流会など皆さんが希望されることをして過ごしていただきたいと思います。このメニューにつきましても、市のほうから、またこんなことがありますよということで提示のほうを考えております。しかし、最初から全てを高齢者の皆さん方で運営していただくというのは、非常に難しい面もあると思います。もちろんいきいき百歳体操教室は、高齢者の皆さん方が自主運営ということで、3年以上続いているところもあるんですけども、再度この通いの場づくり支援事業を立ち上げるに当たりまして、市のほうからも改めて人的支援というのをしたいと考えております。その内容としまして、リハビリ・運動・栄養・音楽・創作活動などの専門職を講師として募集し、仮の名称なんですけど、通いの場づくり人材バンクのようところに登録していただき、皆さん方の要望に応じて公民館に出向いていただきます。また、専門職以外にも警察、防災に関係するような消防など多様な関係機関に協力をいただいて、この通いの場で生活に役立つ情報を得ていただけるような機会も提供したいと考えております。

既に、いきいき百歳体操に取り組んでおられるところや、新規に希望されているところは、今までと同様の支援を続けていきます。

また、高齢者の生きがいづくりに元気高齢者の生きがいづくりにつながる事業として、元気な高齢者を対象に介護予防サポーターを新たに養成し、この通いの場の運営などの支援にかかわっていただくことを計画しております。この介護予防サポーターの養成につきましては、現在、市内外で活動しております、業務についております理学療法士さんとか、作業療法士さんからも、こういうことをやっていこうということで、今勉強会なんかも開かれて、どんなふうはこの介護予防サポーターというのを養成したらいいかというようなことも既に協議を始めていただいているところです。

以上です。

西本委員長 東委員。

東委員 一応のことはわかりました。

それで、そのサポーター、それから講師、このあたりはどうなんですか。当然市内、市外という分けができると思うんですが、市内、市外を問わず、そういう方の募集なのか、あくまでも市内、また一番例えばA地区でするんでしたら、A地区からそういう人をお願いする。その辺の区分けというのは、設定されていますか。

西本委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 それでは、まず介護予防サポーターなんですが、これは市内の老人クラブの会員さん、高齢者の方を対象に募集していきたいと思っております。委員さんの御指摘にありましたように、例えばA地区、A自治会の方がA自治会で開催されている通いの場というのに行ってもらうのがいいのか、それ以外のところがいいのかというようなことも、この養成講座の中で皆さん方の御意見もいただきながら、それは決めていきたいということで、一つそういう課題はあるなということで認識はしております。

それから講師なんですけれども、できましたら宍粟市内のことなので、原則市内の専門職の方、あるいはそういう人材バンクに登録しようとおっしゃってくださる方を優先的にと考えておりますが、通いの場に参加されております皆様方からの要望をお聞きして、もし市内で難しいようであれば、市外でそういう方を探す、登録していただくということも考えておりますが、何分にも報償費のほうも非常に少額ということで考えておりますので、そういうことにつきましても少し課題は残っておるかなと思います。

以上です。

西本委員長 続きまして、飯田委員。

飯田委員 最初に聞かんとしたことは、今丁寧に細かく言っていたので、どういうイメージを持っておられるのかというのは、ほぼわかりました。

そこでお伺いするんですけれども、いきいき百歳体操というのがほぼ60%は普及しているとおっしゃったんですかね。ということは、残り40%の地域で、やっぱりいきいき百歳体操以外のこともという希望があったとかということなんですけれども、なぜ40%のところ、それだけ広がっていったいきいき百歳体操が普及できなかったのかという部分について、何かおつかみですか。

西本委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 残りの4割でいきいき百歳体操教室が開催されていない要因ということなのですが、私どもも4割のところ全てにお聞きしたわけではありません。一部のところにお尋ねした中で、もう既に月2回ずつ集まって体操されたり、あるいは何か自分たちでできることをやっている、もう集いの場をやっているということと、それからどうしても今の時代、老人クラブの会員さんもどんどん減っている中で、お世話役というのがちょっと難しいなということで、教室を開催しにくいというようなことも聞いております。ただ、開催はされてませんが、人数とかが少なくても開催はされていないんだけど、ぜひそういう体操はやってみたいという方には、そういうところでもできるような場所、自治会以外になりますけれども、そういう場所への御案内、いわゆる介護予防の体操をやっているようなところへの御案内等はさせていただきます。

以上です。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 今、お聞きすると、ということはやはり先頭を切ってみんなでやろうよと言う人がおられない場所、そういうところがどうしても、皆さんが進めたいと思っても広がっていかない要因ではあるのは間違いないところですよ。その辺のところのケアをどういうふうにしていこうという思いがありますか。

西本委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 先ほども申しましたように、この4割のところ、既に体操を月2回自分たちでやっているとか、そういうところも結構あります。毎日のように集まっておられるところもあると聞いておりますし、公民館に集まっておられるところもあると聞いておりますので、今後、その4割のところは実際どういうことをされているか、あるいは取り組みということが、こういう集いの場ということが設定されていない理由と伺いますか、そこはやはり1カ所ずつお尋ねする必要があるかと思っておりますので、今後の課題として考えてまいりたいと思っておりますし、先ほども申しましたように、どうしても老人クラブの会員さん自体が少なくて、そういうことをやることができないという場合は、今度総合事業の中でいきいき百歳体操を取り入れるような事業も考えておりますので、それは自治会外になりますけれども、送迎がありますので、またそういうところへの案内、既に総合事業は始まっていないのですが、そういうところをやっているところへも、もう既に案内もしておりますし、今後も皆さん方の要望に応じて、そういうところへのつなぎということもやっていきたいと思っております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 やはり弱者と言ったら失礼なんですけれども、そういう部分への目配りを一番重点的にやっていただきたいと。元気な方がいっぱいいらっしゃるところはほっておいてもというわけじゃないですけれども、どんどん進んでやっておられるところもありますので、できるだけそういうところへの気配り、目配りをお願いしたいと思います。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 私も高齢者通いの場づくり支援事業ということで、この主要施策の中に、その成果、事業効果として書いてあるんですけれども、これが非常にわかりにくいんです。人と人とのつながりを通じた地域づくりを進めるとともに云々となかなか解釈が難しい文章なんですけれども、実際この事業の効果、成果というのは何なんでしょうか。成果目標を教えてくださいなんですけれども。

西本委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 こちらの主要施策のシートにも事業効果の中でも委員の御指摘のとおり、これが成果目標として、事業効果としてはわかりにくいということになっておりますが、実際、いきいき百歳体操に関しましては、会場数、それから参加の登録者数ということで、目標設定をしていたんですけれども、今度通いの場ということになりますと、やはり先ほど飯田委員のほうからも御指摘がありましたように、なるだけ全自治会での開催ということを最終的には目指したいと思っております。まず、これは数値目標ということなんですけれども、ただ、通いの場としての目的の中で、元気づくり、交流地域づくりというのは、成果目標としての設定、アウトプットにしる、アウトカムにしる設定というのは難しいということを考えております。しかし、今後、この通いの場づくり支援事業を進めていく中で、参加者の皆様へ、またアンケートをとらせていただいたり、その通いの場にリーダーとしておられる皆さん方と話をすることで、この事業評価というのをやっていきたいと思っておりますし、これが今後の課題と考えております。

また、元気な高齢者の生きがいづくりとして、通いの場を支援していただく介護予防サポーターの養成につきましては、生きがいづくりということなので、数だけでの判断は難しいかとは思いますが、平成32年度、第7期介護保険事業計画の最終年度までの4年間に60人ということを目標に講座の開設や、あとの活動支援、継続的な支援ということに努めてまいりたいと思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ぜひと、これ介護予防であるんだったら、やはりやりがいみたいなものを持って地域とかかわっていらっしゃる方は、健康寿命が長いとかという、そういういろいろなデータがあるはずなんです。申しわけないんですけども、公費を使ってやる以上、情緒的なことでは困るんですよ、やはり。それは確かに集まって、楽しいということが効果を生むとは思んですけども、実際に本当にそういったところに行っている人は、介護の出現率が低いであるとか、健康寿命が長いであるとか、そういうところのデータを持った上で、その事業を進めていただかないと、きっと何かいいことあるだろうということで公費をかける余裕は多分ないと思うので、そのあたりがほかの部署といえはそうなんですけれども、データヘルス計画もそうなんです。健康づくりをやみくもにやっても効果がないものにお金を使う余裕がないから、しっかりとデータとか、そういった根拠をもって、事業を進めなさいというのが国の方向性なんです。ですので、そのあたりも含めて、確かに家から出て、どこかに行っている人のほうがより健康的だというようなデータとかをやっぱり持った上で、そこに何人通うということは、その評価ができるわけですし、そういうことも含めてやっていただきたいと思います。

それであと、先ほど最初にいろいろ事業の説明をしていただいたときに、支え合うとかいうことをおっしゃってはいるんですけども、結局高齢の方は高齢の方というところで、どんどん閉じ込めていくというか、絞り込んでいくというような感じがして、なぜこれ、子育て世代とかと一緒に何か場を共有したりしないんですか。いきいき百歳体操がどうかかわからないんですけども、そういうふうに、この前何かテレビでやっていましたけれども、子どももヒップホップ的に踊れて、老人の人も椅子に座って体を動かすということで、福祉関係の子たちが何かダンスみたいなのをやっていたりというのもあって、そういうふうにして、世代間を超えて支え合っていないと、もう立ち行かない状況だと思うので、何かそういう高齢者はここ、子育て世代はここというふうにエリアというか、場所を決めてしまうんじゃなくて、何か一緒にできるようなことというのは何かできないんでしょうか。これどんどん1カ所に高齢の方が集まっていくだけの話で、何か方針と相入れないものがあるんですけども。

西本委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 それでは、データの根拠をもってということだったんですけども、実際、例えばいきいき百歳体操教室というのは、毎週1回集まっていたいて、筋力アップ、体力アップの体操をしていただいているんですけども、この体

操につきましては、定期的に体力測定を行っております。握力とか、5メートル歩行とか、椅子からの立ち上がりがどれくらいできるかとか、椅子から立ち上がって、幾らかの距離を歩いて、どれくらいで戻れるかというようなふだんの転倒予防とか、A D L、自律動作の日常生活動作が維持できているかどうかというような評価というのはやっております。

それといきいき百歳体操教室とか、通いの場なんですけど、歩いていける介護予防の場ということで、近くなので、ふだんは自宅に閉じこもりがちの人も公民館だったら行ってみようかというようなことで参加される可能性も高いし、それから一つ、この通いの場の評価の方法として、認知症の方、あるいは軽度かとは思いますが、介護認定を受けておられるような方も参加できる場ということを考えております。認知症であったも、介護認定を受けても、こういう場に出てこれるような場づくりというのを高齢者の皆さん方、その通いの場を運営されている方々とは、今後協議していきたいと思っております。

それから支え合いの場ということなんですけれども、本日の説明の中では入れておりませんが、できたら、異世代との交流の場ということも、この通いの場ということは目指しております。委員から御助言がありましたように、高齢者の方が自主運営されているんだけど、そこに若いお母さん方とか、子どもさん方もまた参加できるような機会ということを、この通いの場づくり支援事業を通して、協議していく、そういう形に持っていけたらということ考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ほかの部署でもそうなんですけれども、その希望的観測だけでは物事は動かないんですよ。そうならいいなと言って願っていて、そうなるんだったら何の苦労もしないので、それは制度とか、仕組みとして担保していきなり、しかけていかないと、それは実現しないですよ。介護認定の方とか、認知症の方がそこに通えるって、距離的には近いからと言いますけれども、絶対そんなこと自然発生的には出ませんからね、申しわけないんですけども。そのあたりも含めて、希望を持つことは別に悪いことではないんですけども、願っているだけではそういったことにならないので、どうしてもやはり、別に自主的に本当に集まっていたら、別にそれはそれでいいと思うんです、地域の活動として。ただ、公費を使ってやるということは、何らかのやっぱり効果なりを出していかなくちゃいけないので、そのあたりはやっぱり制度としてとか、仕組みとしてしっかり担保して、それが効果的だということをやっぱり実証して、それで広めていくというよう

なことをしていかないといけないと思うので、求められたから、例えばいきいき百歳体操と、この通いの場を切り離すという話も先ほど言ってましたけれども、いきいき百歳体操があるから、そこに行くということを目的に行って、ついでにしゃべっているという人たちが多分多い。目的があるから、そこに行っているというのがあったら、そこを切り離したら、集まらなくなりますからね。だから、そのあたりも含めて、実態がどうなのかをしっかりと精査した上でやっていただきたいと思うので、場だけあれば、絶対そこに集まってくるなんていうのは多分ないと思いますので、そのあたりだけちょっと考えていただきたいと思います。ちょっとやはり成果、事業効果とかというのがちょっと見えにくい表現になっているので、そのあたりも含めて今後改善していただきたいと思います。この件は結構です。

西本委員長 山下委員。

山下委員 高齢者通いの場づくり支援事業のちょっと関連とずれるかもしれませんがけれども、関連だと思うので、質問させていただきます。

この高齢者通いの場づくり支援事業というのは、総合事業へのスムーズな移行とか、あるいは地域包括ケアシステムの構築とか、それに通じていくための新しい事業ではないかなと私は捉えているんですけども、それで、そういったことで、自助、共助というのが非常に国でも、あるいは国に倣って市でも強く言われているわけなんですけれども、昨日、市民生活部の審査があったんです。その中で、コンテナ回収用資源物ステーション設置事業というのがありまして、資源物のコンテナが設置されるということで、そこまで歩いて持っていけない高齢者、この方たちをどうするのかという質問をさせていただいたら、やはりその自助、共助で補ってほしいと。どうしてもそれらで補い切れなかったら、公助としての施策があるのかと聞きましたら、市民生活部には、そのようなものはないと。健康福祉部のほうでやってもらいたいと思っているということだったんです。それでその連携等とはとれているのか、お尋ねします。

西本委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 それでは、最初にそのごみ出しのことなんですけれども、空き瓶とか、そういうのもコンテナの設置とかということが試験的にもされているみたいなんですけれども、例えば通いの場で毎週行かれるとかいうこと、それから中には歩いていけない人はどなたかが一緒に車で乗せていかれるということも聞いておりますので、自分では持っていけないけれども、そういう機会を利用して、誰かが持っていってくれるとか、一緒にごみを持っていくとかいうことも可能かとは思いま

すし、その市民生活部のほうとの結論ではないんですけれども、例えばそういうことも可能だろうかとかというような相談も受けたことはあります。

それからこの総合事業とか、そういう地域包括ケアの実現ということと、その通いの場ということなんですけれども、この通いの場づくり支援事業は、総合事業の中の一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業の中の総合事業の一般介護予防事業として位置づけておりますし、そういう通いの場を通じた地域づくり、介護予防という目的とした事業なんですけれども、その中で先ほど委員の御質問にありましたように、生活面での支え合いとか、あるいは生きがいづくりとか、ちょっとした困り事を共有してお手伝いできる人があったらやってもらうというようなことも、今後その中では一つの目的として、この事業ということを取り組んでいくべきかなとは思っております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 私が一番言いたいのは、自助・共助だけじゃなくて、やはり公助の部分、例えば自助、家族等の助け合いですが、家族等も遠くに住んでいて、そしてまた仕事が大変だったり、その家族のことが大変だったりで、高齢者のお宅へ行けない。だから、自助がどうしても無理とか、あるいは共助、これはまた高齢化が進んでいる地域もありますので、お互いに支え合うことができないとか、そういったようなことがある場合は、やはり公助の部分として何らかの施策を保っていただきたいなというふうに考えるんですけれども、やはり専門職として活動されてきている皆さんも、恐らくそのようには感じておられると思うので、そのあたりのお気持ちをお聞かせください。

西本委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 高齢者の皆さん方が何とか生活は住みなれたところでしているんだけれども、生活上のちょっとした困り事とかいうことは、これからどんどんふえていくと思っておりますし、そういう困り事の解決というのをまずは努力できる分は御自分で、あるいは地域の人との支え合いでというところ、あるいは家族の支援ということなんですけど、そういうことでも対応が難しいということになりますと、生活支援サービスというあたりで、公助としてのそういうサービス提供の体制づくりということとは、今後生活支援コーディネーターを中心に準備を、体制づくりということには取り組んでいるところです。

西本委員長 次は、山下委員、生活困窮者自立支援事業のことを。

山下委員 それでは、48ページの生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業・就

労支援事業)について質問させていただきます。

この事業効果のところ、生活保護費の抑制を図るといふふうを書いてあるんですけども、この事業をすることによって、生活保護の認定が難しくなるようなことがあったら大変困るなというふうに感じております。資料をいただいた中にも、現在の宍粟市の生活保護の動向というのがありましたけれども、現在でも、この保護率0.5%というのは、これ全国的にも低いんじゃないかなと思うんですけども、この事業を行うことによって、本当に生活保護が受けにくくなるというふうなことは避けたいと思うんですが、いかがでしょうか。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 今御質問いただきました生活困窮者就労準備支援事業、就労支援事業についてでございますが、生活保護等の認定についてということでございます。まず、生活困窮者の自立支援事業は、生活保護に至る前の段階において、その生活に困窮されている方に対して、それぞれいろんな関連事業を実施することで、その自立の促進を図ることを目的としております。その結果としまして、生活保護費の抑制につながるというものでございます。

また、この就労準備支援事業、就労支援事業につきましては、現に生活保護を受給されている方に対しても一体的に取り組むものでございます。

それで一方、生活保護制度では、生活に困ったときは、その原因がどのような理由であっても、生活保護法に定める要件に当てはまるときには、平等に保護を受けることができるものとされておりまして、例えば、それぞれ各市において、生活困窮者の就労準備支援事業や就労支援事業を実施しているかどうかといったようなこと、または、困窮されている方がその事業を活用されているかどうかといったようなことで、この生活保護自体の認定の基準が変わるものではございません。

西本委員長 山下委員、次の質問をお願いします。

山下委員 次は、48ページのこの下の同じく生活困窮者自立支援事業に基づく学習支援事業について質問させていただきます。

1名の学習支援相談員を設置して、家庭訪問型の学習支援と書いてありますが、対象者世帯は何世帯ぐらいを想定しておられるのか。また、1名の学習支援相談員で、本当に対応が可能なのかということをお尋ねします。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まず、対象世帯についての御質問ですけれども、支援の対象といたしましては、家庭の環境などから、学力の定着が困難となっていると考えられ

る小学校の児童及びその世帯としております。学校や教育委員会を初め、生活困窮者の自立支援相談でございますとか、また家庭児童相談などの各種相談事業、またさらに民生委員さんや児童委員さんと連携することで、その対象児童世帯の把握に努めたいと考えておりますが、現在、実際何世帯といった想定はできておりません。

次に、支援員1名でということでございますが、平成29年度におきましては、まず事業の立ち上げに当たり、学習支援相談員を1名配置し、学校を初めとする関係機関との連携調整によって、対象世帯の把握から着手したいと考えております。

あわせてこの支援員が家庭での学習支援も担うことを現在想定はしておりますけれども、事業の展開によりましては、新たな支援員の配置、例えば有償ボランティア等によって、地域の方々に御協力いただくとかいったことを速やかに検討してまいりたいと考えております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 済みません、聞き逃したのかもかもしれないので、大変申しわけないんですけども、対象世帯が何世帯ぐらいかが想定されていないということなんですけれども、なぜそれが現段階で想定できないのかがよくわからないんですが。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 現在、特に学校関係との連携といいますか、御協力をいただくことが大事になってくると思うんですけども、まず平成29年度におきまして、相談員による実態把握的なところから着手したいと考えております。

以上です。

西本委員長 続きまして、飯田委員。

飯田委員 ということは、この学習支援相談員というのは、どういう立場になるわけですか。臨時職員になるのか。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 臨時の職員ということで想定しております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 考え方の違いかもしれませんが、こういう事業をという場合に、そういう事業をつくり上げていくのに、わざわざそういう方を持ってくるというのが適当なのか、現実にいる職員の中で事業を組み立てていって、初めて何名の支援員が必要かという部分を割り出して、初めて事業化していくという、こっちのほうが普通じゃないかなと思うんですけども、手法としてこのやり方がいいのか、悪いのか、どうでしょう。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 先ほども申し上げましたように、非常に福祉部局だけではなく、いろんなところと連携が必要になってくると思っております。そういった意味で、専門員というような形で新たに1名を配置させていただいて、特に今現在の想定では、先進地の取り組み事例とかを参考にさせていただいて、こういう方につきましても、やっぱり児童や保護者の相談対応でありますとか、また学校との連携が非常に大事になってくるということで、教職のOBといった方を想定しているんですけども、そういった方をまず配置させていただいて、そのパイプ等を活用していただきながら、連携を図る中で、対象者の把握といったことを始めていきたいと考えております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 ある意味、ある程度、こういうことに関する知識もある人が当然必要になってくると思うんですけども、安易に定年退職者の再就職先というようなもので見られがちになってしまうので、その辺のところは十分注意させていただいて、本当にその方が有能であって、きちっとこの仕事をなし遂げていただけるように人選もきっちりしていただきたいなというふうに思います。その辺についてどうでしょうか。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 今、課内の中には、生活困窮者の自立相談支援員というのがあります。こういった職員と一緒に動いていただくような形になるかと思いますが、今おっしゃっていただきましたように、御指摘のところは十分に確認をさせていただく中で進めさせていただきます。

西本委員長 続きまして、高山委員。

高山委員 お二方から同じような質問をされておりましたので、残りの部分につきまして、少しお伺いをいたしたいと思っております。

先ほど本当にニーズがあってこそ、こういった事業ができるのかなと私も思っておったんですけども、そうではないよということでございます。そういった意味で、やはりこういった事業、県の国県の事業の2分の1を一般財源として投入するわけですから、しっかりとした取り組みをしていただきたいなと思うんですけども、この中に書かれております生活困窮者、父子家庭であったり、母子家庭であったりする中で、少し私の思い違いかもしれませんが、学習の習慣が悪いといった事例があるのかなと、しっかり勉強されているのかなとは思うんですけども、

そういったことがあって、こういった事業が起きておるのかな、出てきておるのかなと思うんですけれども、そういった実態を把握されているのかどうか、そのあたりが問題なんですけれども、いかがでしょうか。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 今、健康福祉部のほうでは、いろんな生活困窮者自立支援事業の自立支援相談でございますとか、また生活保護の相談、あと家庭児童相談、母子・父子自立相談とかいった相談業務がいろいろございます。その中で、いろんなケースがございまして、こういった事業を必要とされているのではないかなと思われるケースも確認はしております。ただ、市全体としまして、特に教育委員会関係、学校関係で把握されているところ、この福祉関係のほうの御相談には至っていないようなケース、こういった実態であるのかというようなことの、そのあたりの把握から努めたいと考えております。よろしく申し上げます。

西本委員長 高山委員。

高山委員 お聞きした限りでは、大変支援する意味においては、大変重要な問題を抱えております。そういった意味で、やはりしっかりとした足元をよく見て、こういった事業に取り組んでいただきたい。先ほども同僚委員もおっしゃったように、やはりこういった事業については、いろんな方からいろんな情報を得る部分もあるかと思うんですけれども、やはり先ほど言われました民生委員さんや、そういった方々に本当に内容的なことをしっかり把握していただいた上で、事業を進めていただいたらなと私は思うんですけれども、そのあたりよろしくお願ひしたいと思ひます。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 御指摘のとおり、慎重に進めさせていただきたいと思ひます。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 同じような質問なんですけど、学習支援相談員、1人何人を対象に行う事業なのかということを知ったんですけれども、そもそもどれくらいの想定かわからないという話なので、これは根底から覆るので、もし、例えば学習支援が必要で、この事業に同意のあった世帯というのがゼロだったときは、どうされるんですか。同意が得られなかったりも含めて。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 こちらのほうが必要ではないかな、利用していただいたらいいのではないかなと思う中で、同意を得られないといったケース、恐らく多々出てく

るのではないかと思います。一つの目的としまして、学習支援ということを入りに、そういう世帯に入らせていただいて、いろんな支援につなげていこうとするという大きな目的がございますので、そういったことにつきましては、関係する相談支援機関とかと連携をとりながら、学習支援そのものができなくても、こういった支援ができるかということもあわせて検討して、つないでいきたいと思います。そういった役割につきましても、この相談支援員が担っているということで、御理解いただければと思います。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 もう1個資格要件みたいなのが聞きたかったですけれども、先ほど教職員というか、学校の先生のOBだという話なんですけれども、申しわけないんですけれども、結局公の学校がしっかりと学校に来ている間に、勉強、学習の仕方とかを教えていないから、家庭にどんどん負荷がいて、家庭が忙しかったり、環境が整っていないところでどんどんおくれていって、そういう世帯の子どもの学習が定着しないというところに対して、また学校の先生が支援をするというのは、ナンセンスと切り捨てていいのかわからないですけれども、ちょっと理解ができないことと、あと先ほどからいろいろ各種相談云々とおっしゃっていますけれども、学校の教職でそこまでソーシャルワーク的なところは守備範囲ではないので、もし行くんだったらチームで、そういうソーシャルワーカー的な人と教育者というようなチームで当たるならまだしも、学校の先生という経験だけをもって、そういった全ての相談業務みたいなところに当ててしまったら、多分パンクしますよ、きっと手がなくなるかということも考えられますし、セキュリティの問題はどうかわからないですけれども、単独でそういった家庭に行って、家庭教師的なような事業をできるかどうかというと、僕はちょっと負荷が高いんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そのあたり本当にそういったことが務まると思いますか、学校の先生のスキルという意味で考えて。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 先ほども一番最初の冒頭で申し上げましたように、いろいろとこの事業に生活困窮者自立支援事業が平成27年から始まったわけなんですけれども、それ以前からモデル事業として取り組まれている市がございます。そういった、あったようなところからいろいろと情報を集めさせていただく中で、やはりただの学習指導ではないということで、生活の問題でありますとか、そういったことも課題を専門機関につなぐといった役割を担っているということで、やはりこういう教職

の経験のあるような方が一番いいといった意見もたくさんございましたので、参考にさせていただいております。

また、やはり学校とのパイプ的なところにおいても、教職のOBの方というのが一番ベストではないかなと考えている次第でございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 恒久的にやっていくものに対して、この春、例えば教育学部を出た子とか、そういったソーシャルワークの勉強をしてきた子とか、そういった子たちをそこに担ってもらおうという方向性はないんですか。常にOBの方とかというのが、こういう学習支援とかいうところには出てくるんですけども、そこで回せるものだとも思わないんですけども、僕は。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 都市部におきましては、例えば主となる相談員さんがおられて、例えば学生のボランティアさんとかを活用されてというような例もたくさんございます。本市におきましても、これからの展開によりまして、先ほど申し上げましたように、支援員さんがどれだけ必要になってくるかということもございますので、そういった支援員さんの採用といたしますか、確保につきましては、いろんなことを検討させていただき中で、調整をさせていただきたいと思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 前からこういった学習支援に取りかかるときに、やっぱりその世帯の同意とかいうことがやっぱり懸念がありますし、結局それを声をかけるということは、イコール生活困窮だということ、また子どもさんが学習の定着に課題を抱えているんじゃないかということ伝えることになりますので、その意味で反発等々があってはいけないので、ぜひともそのあたりは慎重にやっていただきたいと思います。それに課題があるからこそ、これまでは全子どもに網をかけるという意味で、対象を絞らないで放課後のチャレンジ塾みたいなものをどんどん広めていくんだというふうなこともおっしゃっていた時期がありましたので、そういったことも含めて、本当にアウトリーチでしたか、そういうふうに本当に支援の手が届くのかどうか、ここは慎重に合意を得ながらやっていただきたいと思います。この件は、僕は結構です。

西本委員長 続きまして、山下委員。

山下委員 それでは、主要施策説明書の49ページの下段です。

この事業で、何世帯ぐらいが生活保護から脱却、自立することができるというふ

うに想定しておられるのか。また、この事業の受け入れを拒否した場合に、生活保護の認定を外すようなことは本当はないと言えるのかどうか、お尋ねします。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 生活保護を受給される方に対する就労準備支援事業、就労支援事業についてでございますが、先ほど何世帯が生活保護から脱却できるのかという御質問をいただきました。本年度、平成28年度でございますが、本事業により継続就労という形につながった被保護者の方が2名おられます。あくまで現在の見込みではございますけれども、この世帯につきましては、将来就労による自立が期待できるのではないかなと考えております。

なお、本事業につきましては、被保護者の方が就労に向けて、御自身が持っておられる能力をそこに十分に発揮していただいて、活用していただくための支援であります。それで、被保護者の方のそれぞれの状況によって、目標とする就労形態も変わってきます。例えば内職でありますとか、短時間勤務とか含めてさまざまな形となります。ですから全てのケースにおきまして、就労イコール保護からの脱却とはなりませんということをご理解いただきたいと思っております。

また、実際にこの事業を通じまして、就労という形につながらなくても、例えば生活状況が改善されたとか、それから長い間ひきこもりといったような形で家庭に閉じこもられていた方がこの事業を通じて、社会とのつながりを持たれるようになったとかいうことは実際数値ではあらわせないところではございますけれども、大きな成果につながるのではないかなと考えております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 出してくださった資料のこの生活保護の動向というのを見てみまして感じましたことなんですが、平成28年度の1月時点での保護を受けておられる世帯が136世帯で、それでどういった方が保護を受けておられるかということで見ましたら、高齢者世帯が66世帯で非常に多いんですね。それで今回のこの事業は、やはり高齢者世帯の場合は、やはり就労と言われても、なかなか定年されていたり、御高齢であつたりして難しいと思いますので、おのずとこの事業の対象になる方が狭められてくると思うんですよ。それで、生活保護を受けておられても働いておられて、足りずの分を扶助を受けておられるという方が24世帯ありまして、そこで考えたら、本当に働けない人たちというのがどういう人たちかと考えましたら、やはり障害を持っておられる世帯、あるいは病気の方がおられる世帯となってきたら、本当に人数が限られてきまして、この方たちを対象に、どうしても働いてもらいたいという

ような、この今回の49ページの下段の事業に乗るよとというよなことを強く進められるというよなことが起こるんじゃないかなと心配するんですが、今言いましたことていろいろ述べてもらえたらと思います。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 済みません、前後して大変申しわけございせんが、先ほどの2点目の御質問で、生活保護の廃止につながるのではないかと御質問をいただいたと思うんですけども、このことにつきまして、まず回答をさせていただきます。

その生活保護の基本的な考え方の中に、補足性の原理というのがございまして、これは生活保護は、その世帯で利用できる資産でありますとか、働く能力、また親や子などからの扶養援助、また年金などのその他の制度など、あらゆるものを活用しても、なお生活できないときに、それを補う形で行われるものでございまして。この補足性の原理は、生活保護を受ける人が守らなければならない義務でもございまして。例えば働くことができる人は、働いて収入を得る必要があります。働くことができるのに、働こうとしない人に対しては、生活保護が適用されないということでございまして。また、国からの通知の中にも稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活維持のために、活用させることというのがございまして。

このことから被保護者の方が稼働能力を活用する意思があるかどうかについて、評価を行った上で、その意思がないと判断される場合には、一定の指示、指導の後、生活保護の停止、廃止にもつながるものであると考えております。

御質問いただきました就労準備支援事業や就労支援事業の受け入れの拒否が直ちにその生活保護の停止や廃止につながるものではございせんが、これらの事業の活用を含めて、御自身の稼働能力を前提として、真摯に求職活動を行ってられるかどうかということが一つの評価につながるのではないかと考えております。

あわせて、先ほど御質問いただきました今、宍粟市における生活保護を受給されている方の形態でございましてけれども、確かに宍粟市におきましては、高齢者の方の世帯がたくさんになっております。当然例えば今、委員御指摘いただきましたように、年齢は若くても疾病で働けないと言われる方がたくさんございまして。先ほど申しました稼働能力ということにつきましては、その年齢的なこと、また医学的なところから働けるかどうか、例えば働けるのであれば、どの程度までの労働ができるのかといったあたりが非常に重要になってきます。また、それとあわせて、その方が今まで持っておられる資格でありますとか、それから就労歴、生活歴、こうい

ったものを総合的に判断して、稼働能力があるかないかというようなことを判断させていただいておるところでございます。

今現在、本市におきましては、そういう意味で稼働能力がある、もちろん就労の程度、継続的にフルタイムで働けるかどうかといったことも当然あるんですけども、そういうこともいろいろ考え合わせた中では、一定稼働能力があると判断させていただいている方は15名程度になってございます。

以上です。

西本委員長 山下委員。

山下委員 そういふふうに判断されている、一定の稼働能力があるというふうに判断しておられる方が15名程度あるということで、その方たちがこの事業の対象になるというふうに捉えたらいいのかなと思ったんですけども。

それで、今穴粟市の北庁舎にあります、しそくハタラク支援センター、ここで株式会社マインズさんが委託されているわけで、年間、前の事業と合わせたら1,400万円以上の委託料を支払って、お願いしているわけなんですけれども、やはりこの生活保護の動向という中でも見られるように、高齢者世帯が多いという中で、あと病気とか、障害を持たれていても、どの程度まで働けるかというような判断の上で、働けると思われている方が15名の中には入っていると思うんです。そうなってくると、本当にしそくハタラク支援センターというのは、その方たちがどういう状況で、どのような支援をすれば働けるかということが本当に専門的に理解されていないと、なかなか大変だなと思うんです。というのが、2名の実績があると言いましたが、これが果たしてずっと仕事を継続していけるのか、途中でやめられるようなことがあったら、また心に傷がついて自信を失われるようなこともあるので、その就労定着に向けた支援というのが、本当きっちりできる専門性というのが本当に必要だと思うんですけども、ここにチラシをいただいている、専門スタッフが支援に携わっていきますということで、臨床心理士さん、キャリアコンサルタントさんとかと書いてあるんですけども、やはりこの中で国家資格的な保健師さんとか、作業療法士さんとか、精神保健福祉士さんとか、やっぱりそういった人たちの専門性というのでも必要なのではないかなというふうにも、私は思ったんですけども、市のほうではどのように捉えておられますか。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 この事業の実施に当たりまして、そこまでのこちらのほうが当然委託ということでやっておりますが、使用において、そういった資格要件までは

求めておりません。もちろんそういう方がいらっしゃるにこしたことはないというふうには考えておりますけれども、もちろんそれ以前に、そこに先ほど委員さんがおっしゃっていただきました臨床心理士さんとか、まずはそういったあたりの職の方を優先させていただくべきではないかなと考えております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 障害を持っておられる方とか、病気の方とかに、こういった専門職が本当に必要なのかということをやはり勉強していただけたらなというふうに思いました。やはり傷つくことなく仕事につけ、仕事を続けることができる、そのような支援をしていただきたいし、やはりどうしてもその生活保護が必要な方には、生活保護をしっかりと受給できるようにということも一つ必要だと思いました。

以上です。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 今多分解決したんですけれども、就労支援なんです、施政方針の48ページ上段、49ページ下段、これはどちらとも委託は同じ事業者かどうかということをちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほど言ってましたがお願いします。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 はい、同じ事業者に委託することで一体的に実施させていただきたいと考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、この事業の費用対効果で先ほど生活保護からの脱却みたいなものがあるんですけれども、生活保護の本元というか、基本は多分、憲法に保障されている部分からいくと、国が多分大多数を補助していると思うんですけれども、それに市がこういった事業に県・国の予算も使いながら予算をつけて、こういった事業をすることでの具体的な効果というのは、どんなふうに図っていけばいいんでしょうか、これだけのお金をかけて、委託をして仕事をしてもらっているんですけれども、その成果というのは、どこで見ていったらいいんでしょうか。

西本委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 具体的なことを申し上げますと、まずは先ほど、委員さんのほうからありましたように、この生活困窮者と被保護者の方の就労準備、就労支援事業で、約1,420万円の歳出予算となっております。これに対する国庫負担補助金が約970万円、残りの約450万円が市の単費という形になっております。

一方、例えば生活保護を受給されている方で、お住まいがあって、例えば単身の

方の場合、平均的な医療にかかわる扶助も含めると、月額約12万円程度の生活保護費、年間で約140万円程度の生活保護費の支給となっております。仮にこの方が本事業によって、就労されて、生活保護から脱却されるといいますか、自立されたと想定しますと、年間約140万円の生活保護費の削減につながります。また、納税者となられることで、それ以上の効果が期待できるものと考えております。

また、このことは、現に生活保護を受けておられる方に限らず、生活困窮されている方が本事業で就労されて、自立されることで、生活保護に至らずに済んだといった場合も同じ効果ということが言えるのではないかと考えております。

また、先ほども申し上げたんですけれども、支援の段階で、生活の習慣が大きく改善されているとか、またひきこもりであったような方が外に出てこられるようになったとかというようなことにつきましても、この事業の大きな成果ではないかと考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 先ほど山下委員のほうからもあったとおり、実態がいろいろだと思うので、ぜひとも切り捨てにならないように、本当に必要なところに、必要な支援が届いた上で、生活の質という意味で、その自立ということは、多分生活保護で、生活されるように、自分で仕事をしてというところで暮らしたほうが基本質としては高いのではないかと思うので、その意味で実態にしっかりあわせて切り捨てるのではないように、しっかりと事業をやっていただきたいと思います。

この件に関しては、これでいいです。

西本委員長 3時10分まで休憩いたします。

午後 2時55分休憩

午後 3時10分再開

西本委員長 休憩を解き、委員会を再開いたします。

委員並びに当局職員にお願いを申し上げます。発言の際は、論点を整理の上、できるだけ簡潔に発言をお願いいたします。

それでは、通告に基づき、発言を許可します。

飯田委員。

飯田委員 主要施策51ページの下段です。障害福祉計画等策定事業ということなんですけれども、あくまでもこれは計画の策定という事業になるんだと思うんですけれども、この中に障がいがある人を対象とした生活実態調査を実施するというふう

にあるんですけれども、これ恐らく委託という形になっておると思うんですけれども、どのような形で、どういうふうな生活実態、どのように調査していくのか、今、障害者の方に対する合理的配慮が求められている中で、どういう部分について調べていくのかという部分をちょっとお伺いしたいと思います。

西本委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 生活実態調査の方法につきまして、お答えいたします。

この生活実態調査につきましては、対象者を身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、また自立支援医療を受給中の方、障害福祉サービスなどを御利用の方全員としまして、調査対象者数が2,527人となっております。この調査につきましては、障がいのある人が直接記入できない場合も想定されますので、家族の方とか、支援者等が代理記入できるもので、市内外の事業所、施設を利用されている方についても各事業所施設等へ調査の協力依頼を行っております。

その中身につきましては、今後、計画を策定していくためのニーズ調査といたしまして、それぞれ障害福祉のサービスに対するどんなニーズがあるのか、また細かく言いますと、例えば就労の意向でありますとか、例えば障害児でありますと療育の関係、例えば特別支援学校であるとか、そういったところの進路の状況、サービスの状況とか等を調査するものでありまして、この調査につきましては、3月31日を回答期限としまして、調査表を3月3日に郵送したところでございます。

この調査につきましては、調査設計につきましては、市内部で計画策定委員会等にも諮らせていただきまして設計をしております。その後、集計調査、分析につきましては、業者委託をして実施する方向で考えております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 よくわかりました。一応調査内容については、部局内での調整をして、最終的に集計とか、そういう部分については業者委託という形で行われるということですね。先ほども申しましたように、こういう合理的配慮とかいう部分がかかり言われる中ですので、やはり細かい部分について、実態をつかんでいただいて、少しでも障がいのある方が暮らしやすい状況をつくっていくために、この計画をきっちり作り上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 関連して、介護保険事業計画とか、あと健康増進計画も計画策定に入っているんですけれども、これも同じように委託料が出されているんですけれども、これはもう先ほど説明があったとおり、アンケート等の調査のデータ集計の委託料という

ふうに考えてよろしいのでしょうか。ほかの計画についても教えていただきたいんですけれども。

西本委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 介護保険事業計画におきましても、介護離職を課題とした在宅介護を実態調査とか、それから介護認定を受ける前の要因を探るとかというようなことも目的とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査というのを実施します。

在宅介護実態調査につきましては、1,000人の方、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査につきましては、2,800人の方を調査させていただきます。その調査に関しましては、集計、データ分析、グラフ化、あるいは現行計画の検証・評価、次期計画への基本方針、骨子の構成、市との協議によります構成に伴う人件費とか、計画書、冊子の印刷費用等を含めて委託料350万円を計上しております。

以上です。

西本委員長 中野課長。

中野健康増進課長 健康増進計画につきましても、介護保険の事業計画とほぼ同じような内容になっております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 データ数が多いので、そういった専門業者に頼むのはわかるんですけれども冊子をつくったりということも含めてなんですが、基本そういう粗のデータをどう分析するかということに、職員の方が入っていただかないと見えてこない部分が結構あると思うんです。こういう視点で見てもたら、どう見えるかとかいうのは、多分一般的な業者さんは、一般的な分析の方法はするんでしょうけれども、いやいや、宍粟市の場合、こういう視点で見たらどうだろうかとかいうところをやっぱり現場の方がアドバイスなり、それを要求して、それを出してもらおうという作業をしていただかなきゃいけないと思うので、ぜひともそこまで丸投げにしないで、そこはしっかりと参画というか、していただきたいと思いますし、業者のほうに、しっかりとそのデータを出すように要求することは全然問題ないと思うので、そういうスタンスでかかわっていただかないと、出てきたデータだけをどう見るかという話は、そんな一般的な話ではなくて、やっぱり粗のデータをどう見ていくかということが行政マンの腕の見せどころだと思いますので、そのあたりを含めてちょっと計画策定にどうかかわっていくかということを考えていただきたいと思います。この件に関しては、僕はいいです。

西本委員長 続きまして、飯田委員。

飯田委員 主要施策の54ページ、下段の通所リハビリステーション機能訓練室整備事業ということで、これ千種診療所の管轄なんですけれども、前々回でしたか、林委員のほうから千種診療所の中でのリハビリが続けられないというような話があるというようなことがあったような気がするんですけれども、その後、何とかできるということで続けられているんだと思うんですけれども、今の状況、体制的には万全になっているのかどうかというところをお伺いしたいんですけれども。

西本委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 失礼いたします。

現状ということで、今年度のこと、それから来年度に向けてお話しさせていただきます。

現在実施しております通所リハビリテーションは、御存じのように平成13年6月に千種診療所が事業者指定を受けまして、以後、保健センターの中の機能訓練室を使って運営してまいりました。平成24年に理学療法士の確保という課題が発端なんですけれども、施設の問題であったり、受け入れ体制に課題があるということから、平成26年度より新規の受け入れを停止してまいりました。今年度、再開に向けてどうかということで調整をしてまいりました結果なんですけれども、平成29年度から、今度エーガイヤ内にありますデイセンターで機能訓練の場を設けることが1点可能になりました。この施設は、棟が独立しておりますので、一般利用者との接触による転倒の危険を回避できますし、それからトイレが個室型になっております。また、静養や着がえ用のスペースも確保することができますので、これまで課題のありました施設の安全性等の問題はクリアできると思っております。

また、人的なところで、理学療法士の確保であったり、看護スタッフの人的充実も確保の見込みができたことから、平成29年度より新規受け入れを再開したいと考えております。

以上です。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 前々からエーガイヤの施設の利用というのを促してきたと思うんですけれども、やっとそこへたどり着いていただけたということで、これはこれでよかったのかなと思うんですけれども、積極的にその辺を進めていただいて、皆さんの健康維持のために尽力いただきたいと思います。よろしくお願いします。

西本委員長 林委員。

林委員 ちょっと確認なんですけれども、今度新しく機器を購入されることになっ

ているんですけれども、今までの通所り八の内容と機器が入った平成29年度からの内容とは大きく変わるわけなんですか。

西本委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 現在使っております機器といいますのは、平行棒であったりとか、ほとんど運動療法の機器は、階段とかそういったものはあるんですが、今回予算要求をさせていただいている機器につきましては、上半身の筋力強化とか、それから大腿骨とか、それから股関節とか、そういった筋力機能を上げる運動療法の機器を購入させていただきたいと思っております、新たなプログラムが提供できるのではないかと考えております。

西本委員長 林委員。

林委員 内容が充実するということで、この利用者の負担というんですか、それは変わらないんですか、変わるんですか。

西本委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 現在の利用料から変更になるものではございません。ただ、今後さらにいろんな加算メニューがありますので、運動療法ということではないですけども、さらに充実していけば、加算のメニューに入ってくることもありますが、現状では負担が高くなるということではございません。

西本委員長 林委員。

林委員 ちょっと田村課長にちょっとお聞きするんですけれども、エーガイヤの管理者は、千種の保健福祉課長になっていると思うんです。それでこのデイセンターのほうへ移動するという事なんですか、あそこもエーガイヤの施設をつくったときに、そのデイセンターは障害者のデイに利用するというでつくったわけなんです。それで、今からその地域包括ケアシステムを確立されると思うんですけれども、その障害者のデイについては、支障ないわけですか、そっちに移動して。

西本委員長 田村課長。

田村千種保健福祉課長 今、健康福祉部内で検討しまして、こういった今平成29年度スタートに向けて準備をしているんですけれども、一応デイセンターのほうでも通所り八は全面的に週5日ありますけれども、週3日ですので、あと全面的に使うわけですので、あとの2日です。いろいろそういった面でも使用も可能ですし、あるいはまた、今、デイセンターで使っている現状でいうお達者クラブとか、あじさい苑につきましては、こっちのエーガイヤのこっち側の今まで使っていた通所り八のところのスペースでつくるということで、お互いに相乗効果でできるというふ

うに今判断しております。

以上です。

西本委員長 続きまして、高山委員。

高山委員 それでは、私は外出支援サービスについて、お尋ねをしたいと思います。

予算書の76ページに記載されているんですけども、新たな公共交通が発足しまして、1年余りが立ちました。まず外出支援のサービスの基準に該当しない人たちにとっては、停留所までの距離とか、待ち時間などの問題点もあるが、御利用いただいておりますということでもあります。

また、まちづくり推進部の予算委員会の中でも市民の意見を聞きながら、乗っていただきたい、そういった環境づくり、乗りやすい環境づくりを行う上で、ダイヤ改正も取り組んでいきたいという発言もございました。そのとおりしていただけるものかと思うんですけども、この中で外出支援サービス料が少し前年度と比べて、若干は伸びておるということで、新たな認定者が出現したことによるんじゃないかなということがありまして、私、この資料を開いておりませんでしたので、資料を見させていただきました。大変御丁寧に書いてあります。支援サービスの登録者数の伸びということで、これで数字が出てきたんじゃないかなと思って、あくまでも予測であろうかと思うんですけども、そのあたりで今後において、私が思いますのに、新たな支援の登録者が出ない取り組みというのが求められます。そういった意味で、介護予防支援事業の充実ということが言われるんじゃないかなと、求められるんじゃないかなと思うんですけども、少しそういった部分に、これからしっかり取り組んでいただきたい、包括支援の関係もあろうかと思うんですけども、そういったあたり、やはり出現者が出ないという取り組みということを目指したいんですけども、その取り組みについて、こういった考え方でおられるのか、お聞きをさせていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

西本委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 まず、外出支援の事業費につきましては、先ほどおっしゃっていただいたとおり、平成27年度の見直し前につきましては、福祉有償運送等の事業者も含めておりましたので補助金等もありました。9,563万3,000円でありましたけれども、平成28年度から見直して、平成29年度も継続して実施するということで、若干平成28年4月から12月の実績を踏まえて、高齢者、人口の増加なども勘案して見込んでおりますので、平成28年度から比べますと、若干伸びているという状況でございます。

それと先ほど言われた外出支援の対象者とならないような介護予防の取り組みというところについては、先ほど来、介護支援課のほうで谷林課長のほうからも答弁がありましたとおり、できるだけ介護予防で元気な高齢者、またいきいき百歳体操等で筋力アップしていただくことによって、歩行が可能になるとか、そういったところも目指していただく中で、連携しながら外出支援は、真に外出が困難な方、こういった方を対象として実施していきたいというふうに思っております。

西本委員長 高山委員。

高山委員 内容的にはわかりました。

その中で、やはり新たな登録者が出ないという取り組みの中で、私ここでちょっと気にかかるところがあったので、お聞きしたいんですけれども、この資料の19ページの中に、その他の利用申し立てというのが少しふえております、平成29年度ふえる予定であろうかと思うんですけれども、このあたり新たな利用申し立てをされる方というのは、どういった方が申し立てをされるのか。というのは、過去に要支援、要介護1・2の方々がここに該当しないということですよ、外出支援サービスに該当しないということから、そのあたりの方々が申し込みされておるのかどうか。また、その要支援、要介護1・2の方々が例えば試算ですけれども、この介護サービスを利用していただいた場合、どのくらいの利用料が、サービス料がふえるのか、増加するのか、そのあたり試算はできているのかどうか、お伺いしたいんですけれども、できていなかったらまた後ほどでもよろしいんですけれども。

西本委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 部から出しております資料の19ページの527人、その他利用申し立ての方につきましては、平成28年度、実際対象者の見直しをさせていただいて、要介護2以下の認定を受けておられる方、を受けておられない方も含めて65歳以上の方で、真に外出が困難な方として申請申し立てをされた方を見込んでおります。ですから65歳以上になってきますので、高齢者もまだ増加傾向でもありますので、その増加率も見込んで527名ということにさせていただいております。

それと、この見直しをしなかった場合の見込みでよろしいでしょうか。それにつきましては、平成28年度、見込みをしなかった場合、おおむね平成29年度の場合ですと、この平成27年度の9,508万7,000円から伸びていくと見込んで、おおむね1億3,000万円程度になるかなというシミュレーションはした中で見直し等を行っております。

西本委員長 高山委員。

高山委員 課長が1億3,000万円程度とおっしゃいましたけれども、それだけのやはりサービス利用料というのが当然降りかかってくるということなんですけれども、やはり先ほど申しましたように、そういった方々をつくらないというのが、やはり望まれるんじゃないかなと。一日でも長生きしていただきたい。それこそ、この支援を受けないで済むやり方、取り組みをしていただきたいということでございます。そういったあたり、大変全ての方々に支援をしていただいたら、それは結構なんですけれども、財政のこともございますし、また元気老人をつくっていただく事業が一番望まれるのではないかなと私は思うんですけれども。最後に、こういった支援を受けられる方々にとっては、やっぱりこれは頼みの綱でございますので、そのあたりもしっかり両方兼ね合わせて考えていただきたいなど、このように思いますので、以上で終わります。御答弁いただいたら結構かと思えます。

西本委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 おっしゃったとおりですけれども、いずれにしましても、市単独の事業ということで、この事業の見直し等のあり方につきましても、民生生活常任委員会のほうからも言われておりますし、こちら当局としましても、運営の方法等につきましても、関係部局と調整しながら見直ししていく必要があるのかなというふうにも思っております。先ほど言われたとおり、外出困難な方をできるだけ減らしていくという方法も部内で関係課と調整しながら、そういった方法も検討していきたい、研究していきたいと思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 同じく外出支援サービスなんですけれども、まずその議会請求分の資料と、この事前にそちらで御用意いただいた資料の中身は一緒ですよ、外出支援に関しては一緒ですね。

では、ちょっとお聞きしたいんですけれども、平成29年、先ほど出ていたその他利用申し立てが527人というふうに予測しているんですけれども、多分出ないと思うんですけれども、その中で要支援1から要介護2という認定の方、全体で見ると1,700人弱認定者はいらっしゃるようなんですけれども、そこまでのどれくらいの方がそこに外出支援が必要な外出が困難な方というふうに該当するのか、ちょっとざっくりでいいので教えてほしいんですけれども。

西本委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 この見直しをしてから、要介護2以下の方の介護度別には集計したものはないんですけれども、今までの実績から考えますと、介護認定を受けて

いない方で外出が困難な方が約3割ということで、527人中158人、要介護認定、また要支援認定を受けておられる方については、約7割ということで369人ということです。その369人のうち、要支援が約3割で111人、要支援2と要介護1がそれぞれ25%で、それぞれ92人、要介護2が約20%で74人、ざっくりですけれども、そういった予測をしております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この要支援とか、要介護1・2の認定を受けていない65歳以上の人で、真に外出が困難というのは、どういうケースが想定されるんですか。一時的に、例えばけがをされているとかいうのなら理解できるんですけども、公共交通とか、自分なりに動けないという方、どういう方なんでしょうか。

西本委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 介護認定を受けず、介護サービスを受けておられない方でも、例えば公共交通の段差が上れない、関節の障害があって上れないという方、また多点杖を使われている方、シルバーカーを使われている方等々、介護サービスは必要ないんですけども、外出にはやはり公共交通が使えないという方がこの65歳以上の認定を受けておられない方になります。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 逆に要支援1から要介護2までの方で、自力で外出できるというケースはどのようなケースなんでしょうか。

西本委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 例えば、認定を受けておられて、要介護2以下の方でもバスに、公共交通に乗られる方も調査の中でありますし、杖をつきながらだったら段差を上げますよといった方、また家族送迎等も踏まえて、そういった方で外出が困難ではない方というのはおられます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。これ委員会のほうでもずっと指摘してきていることなんですけれども、結局対象者と、その他利用申し立ての中の方も対象者なんですけれども、そちらの方のほうやっぱり登録が多くて、先ほど来、真に外出が困難な方というと、基本、身体的な理由で外出がという話なんですけれども、この外出支援のサービス、障害のある方も、いわゆる社会的な障壁とか、そういったところでも外出にハードルがある人も含めているので、そういった方のちょっと登録が少ないので、もうちょっとやっぱり制度なりを見直すなりということ、あと基本、タクシ

一料金を基本にして、自己負担額以外を補填していくというパターンがもう多分支え切れない状況になってきているので、そこはちょっとやっぱり契約形態みたいなものを見直すなりのことをしていかないと、多分また億を超えてどうしようという話になってきますし、思った以上に、思ったよりも公共交通への移行が進んでいない感じがするので、公共交通に移行しているのであれば、公共交通の利用者はもっとふえているかなという気もしますし、ダイヤも日常生活、特に高齢の方の日常生活に合わせたダイヤみたいな感じの雰囲気もありますので、ちょっとそのあたり、公共交通のセットでどういう実態かというのを調べていただかないと、費用負担ばかりがふえていて、サービスが行き届かないという可能性があるのでは、そこだけちょっと注視していただきたいと思います。この件は、これでいいです。

西本委員長 鈴木委員、続けてどうぞ。

鈴木委員 では、ちょっとはしょっていきます。

施政方針の51ページ上段、意思疎通支援事業なんですけれども、これ数値目標が派遣件数780というふうになっているんですが、これ実際に需要というか、要請というんですか、ニーズをどの程度満たしている数値なんです。これで十分なのか、それともこれ以上にもっともっと派遣してくれという依頼等があったんだけど、なかなか追いついていないというのか、この780ということの根拠みたいなものを教えてください。

西本委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 この意思疎通支援事業につきましては、御承知のとおり、聴覚に障がいのある方のみではなくて、市が開催する不特定多数の方が参加されている講座など、公的機関及び団体にも派遣申請により、障害福祉課において、手話通訳者及び要約筆記者の派遣調整を行っているものでございます。先ほど言われたとおり、申請のあった、また要請のあった件数に対しては100%対応できておる状況でございますので、聴覚障害のある方等のニーズには応えられているものと考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。これ、聴覚障害の方の同行援護みたいなものだと思うんですけれども、先ほどの外出支援のほうでもやっぱり身体障害の方はなかなか登録が進んでいないことの中に、やっぱりそういう同行援護であるとかいうのがちょっと足りてないという話も聞いているので、そのあたりも含めて他障害のこともちょっと制度的に見ていただきたいと思いますというふうに思います。この件は、これで

オーケーです。

では、続いて52ページの子育て世代包括支援事業なんですけれども、これは財政のほうでも聞いたんですけれども、制度的なもの、何かを買うとか、何かをつくるとかいう突発的なものじゃなくて、今後どんどん補助みたいな形で支給していくようなものをふるさと納税を財源にしているのが結構あるんですけれども、これ財政のほうではそうなのかもしれないんですけれども、担当課としては、そういった不安定な財源、今ふるさと納税が問題というか、いろいろ改善の余地ありみたいな論調になっているので、そういった時期のことも含めて、このふるさと納税みたいな不安定な財源で、そういった公共的な制度的なものを担保していくということは、現場の判断としてどうでしょうか。見解だけ伺いたいんですけれども。

西本委員長 中野課長。

中野健康増進課長 子育て世代包括支援センターにつきましては、国によるまち・ひと・しごと創生基本指針によって、全国展開を目指している事業ですし、消費税財源を活用して拡充するとされてきたもので、国の方針を受けて実施しておりますし、市の総合計画であったり、地域創生の戦略にも位置づけておる事業です。国、県の補助事業でもありますし、今後仮にふるさと納税で対応できなくなった場合においても、国、県の補助制度を利用して、もし国、県の補助制度がまた変わりましたら、子育て支援の環境を整備する事業としては、必要な事業と考えておりますので、継続していくべき事業と考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。ただ、これからどんどん財源が絞られていく中で、そういった恒久的な制度を担保していこうとしたら、相当財源を確保していかなきゃいけないと思うので、ぜひともそういった方針で県、国が補助してくれるということも先行き不透明なので、ぜひとも担当課として、そこが必要だということをジャッジしているのであれば、財源確保をしっかりとしてもらえればいいかなと思います。

次に、54ページの上段、がん検診なんですけれども、これで受診率50%が目標なんですけれども、がん検診の受診で、早期発見、早期治療で云々というのがあるんですけれども、平均寿命とか、健康寿命の延伸と、医療費抑制の関係、多分平均寿命が1歳延びたら医療費どれくらい削減できるとか、いや、削減はできないな。健康寿命が1歳延びたら、どれくらいというような感じがあると思うんですけれども、こういった部分で、各種検診事業の費用対効果みたいなのは検診にお金をかけることによって、健康寿命が1歳延びたら、医療費がどれくらい落ちるとかいう、そう

いったあたりの試算みたいなものはないのでしょうか。

西本委員長 中野課長。

中野健康増進課長 宍粟市で、そういうデータを分析は今のところではできておりません。国のほうががん検診のいろんな指針を出しておるんですけれども、その中には、そういう分析もしたものがあって、50%の受診率になれば、その地域のがんの死亡率を減らせるという、研究成果等を公表しているような状況です。宍粟市の平均寿命と健康寿命については、国勢調査のデータをもとに、国勢調査の3年から4年後に、県のほうが計算をして、公表するような状況になっておりまして、平成25年度の国勢調査のデータをもとにしたものが今のところでは公表されていないんですけれども、平成29年から平成30年度に作成する健康増進計画を作成する時期には、今年度の秋には公表されると聞いておりますので、前回作成した健康増進計画の中に、宍粟市の健康寿命を計算したものを載せております。そのようなものと比較をしたりとか、データヘルス計画の中で医療費のこととかが今まで以上に詳しく出ておりますので、その辺を関連づけて検討できると思っておりますが、平均寿命も健康寿命も医療費も多くの要素が関連しますので、がん検診のみの効果を説明するのは難しいと考えています。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、同じようなというか、特定健診の話で、委員会資料の31ページから質問を出しているんですが、データヘルス計画との整合性をここで図られているのかどうかということをお伺いします。実際に、この健診系は歳出が歳入を上回っていますので、これ費用対効果として、また出して、受診率が何%ふえるとどうなっていくかというところを勘案していかないと、受けるためにどんどん費用だけが出ていくという話になってきてしまうので、そのあたりのことを2点、データヘルス計画との整合性と、そういった費用対効果の面の2点について伺います。

西本委員長 中野課長。

中野健康増進課長 データヘルス計画は、平成28年度の単年度の計画として、担当課の市民課のほうが作成したものです。先立って、特定健康診査等の実施計画というのが平成25年から平成28年の計画期間で作成されております。それと健康増進課が作成をしております健康増進計画というのは、連携をして、それらの計画を作成しているような状況になっております。前回、特定健診等の計画を立てたとき、それから健康増進計画を立てたときには、データヘルスシステムが稼働しておりませんでしたので、宍粟市と他の自治体、類似自治体や全国平均とも比較するデータ等

のない状況で作成をしております。平成29年度に作成する中では、これらの三つの計画につきましては、医療費分析を含めて、一体的に進めるものとして考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 データヘルス計画は、多分ごらんになっていると思うんですけども、受診率だけではなくて、どこの地域で、どういうところが大分絞り込まれているので、ただ単に受診率をこれだけ上げればいいということで、ターゲットは大分絞られていますので、そのことも含めて、そことの整合というか、連携をとっていただきたいなというふうに思います。この件に関しては、これでいいです。

じゃあ、続けます。

出生数とか、委員会資料の1ページから6ページまでいろいろ数値を出していただいているんですけども、実態としてはわかるんですけども、これをどのようになると予測していて、これ政策的にどうやって引っ張っていかようとしているのかという、そのあたりがちょっと見えてこないの、これ口頭で答えるのはなかなか難しいと思うので、何かまちづくり指標であるとか、総合戦略のKPIであるとか、そういったところで引っ張ってこれるのであれば、それを一覧にして、また後日出してもらえればと思います。

次、いきます。

あと委員会資料の15ページから18ページの障害福祉関連の事業がいっぱい出ているんですけども、これ、これだけお金がかかりますというか、予算立てしていませんというのがありますが、これ交付税算入の部分とか、また国、県の補助も含めて、市の負担割合がどれくらいかというのも、これもなかなか口頭では難しいと思うので、またわかれば出してください。

外出支援は終わりました。

介護保険も以降の予測も含めて、どうなっていくのかというのを教えてください。

あとは、外部会計も同じです。国保、国県、あと交付税算入も含めて、どういうふうに市の負担がどうなっていくかということです。

では、飛ばして、委員会資料の27ページ、医師会の関係です。医師会、いろいろなところで、校医さんとか、あと夜間の診療とかやっていただいているんですけども、これに関しては基本的に診療報酬と、あといろいろなことで事業として委託みたいな形になっているんですけども、この医師会への補助金というのは、一体医師会の何に充当されていくんでしょうか。

西本委員長 中野課長。

中野健康増進課長 宍粟市の地域保健福祉医療活動事業交付金交付要綱に基づいて、交付しているもので、対象事業としては、市が行う事業への助言であったり、連携強化に関するものであったり、研修会の開催であったり、災害のときの救助活動であったり、地域医療に関する団体との連携の強化等になります。

具体的に平成27年度の交付をしたときの実績の中から、交付を何に充当されているかを簡単に説明しますと、健康大学、これは各、山崎、一宮、波賀、千種で輪番で5回コースで開催していただいている健康大学の開催の費用であったり、医療と介護の連携関係の研修会を開催していただいたり、その相談を助言をいただく費用であったり、あとそのような経費、あと事務所の借り上げ経費とかに充当されているような状況です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 事務所の借り上げ経費というのは、医師会さんがどこかの事務所を借りるときの賃借料ということですか。

西本委員長 中野課長。

中野健康増進課長 そうです。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あとこれ、医師会と歯科医師会があるんですが、これ薬剤師さんの何か協会みたいなものというのはいないんですか、宍粟市には。

西本委員長 中野課長。

中野健康増進課長 薬剤師さんの協会もございまして、医療と介護の連携会議等のメンバーに入っていたりということで、いろんなところで御協力していただいております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この医師会への補助金のようなものは、薬剤師会には出ていないんですか。

西本委員長 中野課長。

中野健康増進課長 薬剤師会に関しては、出しておりません。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 じゃあ、そこはもういいです。

次、健康づくりポイント事業が委員会資料29ページです。これは、今度も継続してやられるんだと思うんですが、このポイント制度によって、何が成果として考え

られるのかちょっと見えにくいんですけども、これだけちょっとまずそこを伺います。

西本委員長 中野課長。

中野健康増進課長 成果という形で、応募件数としては821件の応募がございました。ただ、特定健診啓発の手段の一つと考えておりますので、この制度そのものの費用対効果を明確にできてはおりません。健康づくりや特定健診への受診を啓発する一つの手法であると考えております。平成27年度に41.5%あった受診率が42.7%、若干ではありますが、伸びておりますので、何らかの効果はあったと考えておりますが、明確にはできておりません。平成29年度で2年目になりますので、今年度、平成29年度については、その辺のところを少し意識して、事業をする予定にしております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いろいろポイント制度はあるんですけども、それが一体どんな成果を生むのか、ちょっと明確にさせていただきたいと思います。

次が委員会資料の30ページの予防接種なんですけれども、これ平成29年の接種の予定が100%とか、ほぼ全部みたいな感じなんですけれども、これ現実的な目標数値みたいなものがあるのでしょうか。

西本委員長 中野課長。

中野健康増進課長 現実的には、全て定期接種ですので、市町村は予防接種を実施して、積極的な勧奨をすることになっておりますので、100%ということになればいいんですけども、予防接種に関しては、制度がどんどん変わっておりますし、一時期休止というのか、積極的な勧奨を差し控える時期があったりして、非常に対象者の把握が難しくなっていたり、保護者の中には、予防接種は受けないという方針の方もございますので、100%になることはないと思いますが、現在の宍粟市の状況を見ると、乳幼児の定期的予防接種であれば、おおむね90%を超える状況です。

それから高齢者の分に関しては、高齢者のインフルエンザの予防接種で60%、成人用の肺炎球菌の予防接種で50%ぐらいが今の実施状況と把握しております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この予防接種、確かに価値観という部分でやらないという人も結構いらっしゃるし、いろいろな問題も抱えている部分もあったので、100%の目標を掲げられるのはいいんですけども、強制的にしないほうがいいのかなということ

があるので、そのあたりだけしてはいないと思うんですけれども、そこは御注意いただきたいかなと思います。

あと応急診療所の運営のところも同じ30ページなんですけど、これも歳出が歳入を大幅に上回ってきているんですけれども、ここを置くことによる効果というのは、どこに出てくるんでしょうか。そこだけちょっと伺いたいんですけれども。

西本委員長 中野課長。

中野健康増進課長 現在、夜間応急診療所の平均的な利用人数というのが平均して2人ぐらいの数になるかと思うんです。それについては、2時間あけていて2人というのは決して多くはないと思うんですけれども、アンケートというのをしたり、ホームページのほうに夜間応急診療所に対する安心しましたとか、続けてほしいとかいう御意見もたびたびいただいているということで、安心していただくための一つの大きな事業かなと思っております。

歳入のほうは決して多い状況ではないんですけれども、市立診療所については、1施設当たり平成27年度の実績で、交付税の基準財政需要が国で算定されておまして、それが710万円ありますので、それも含めての事業費と考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 実際にこの時間に病院にかかったときの診療報酬は、多分得点が高くなってしまおうと思うんです。この一番下に電話相談というのもあって、これが歳計ということは受診者の中に含まれていると思うんですけれども、ここをもうちょっと充実させて、それだったら明日の朝まで家で安静にしてても大丈夫だよとかいうことのほうをもうちょっとやっぱりアピールして充実させていけば、医療費の高騰にはつながっていかないと思うので、そのあたりも含めて、まだちょっとインフォメーションが足りないのかなという、特に北部地域では、余り知られていないかなという気がするので、そのあたりも含めてもうちょっとアピールしていただいて、一旦ここでドクターとかがいるわけなので、相談に乗ってもらったら安心して、じゃあ明日の朝になったら、また医療費の面が全然違ってきますし、そういう意味でちょっとコントロールしていただきたいなというふうに思います。僕はこれで結構です。

西本委員長 東委員。

東委員 1点だけ。委員会資料の最後のページになるんですけれども、32ページの下段のほうですけれども、通所リハビリのところで、平成27年、平成28年と上がっていますけれども、これどんどん減っていっていますのは特別な理由があるのかど

うかだけちょっとお聞きしたいんです。

西本委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 千種診療所の通所リハビリにつきましては、新規受け入れをとめておりましたので、そういった結果から施設に入所される方もございまして、減っている状況が続いておりました。

以上です。

西本委員長 よろしいですか。

以上をもちまして、審査を終了いたします。

藤原副委員長 それでは、委員の皆さん、大変早朝から御苦労さまでございました。また健康福祉部の皆さん、大変丁寧な答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、きょうの予算委員会の日程は、全て終了いたしました。明日はまた9時から再開したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

(午後 4時03分 散会)